

名古屋国際会議場整備運営事業

入札説明書等に関する質問への回答

- ・名古屋国際会議場整備運営事業に関して、令和4(2022)年4月26日に受付けた入札説明書等に関する質問に対する回答を公表します。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。

令和4年5月

名古屋市

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
1	入札公告	1	1	4	-	事業期間	「維持管理・運營業務は、令和8年7月1日から令和28年3月31日までの19年9月間とする。」と記載されておりますが、提案により工期が短縮され、竣工が前倒した場合は供用開始日も前倒しに出来るのでしょうか。その場合、事業終了日は令和28年3月31日までと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第38条「工期の変更」の通り、市と事業者は協議の上、当該変更の可否を定めます。
2	入札公告	1	1	4	-	事業期間	「維持管理・運營業務は、令和8年7月1日から令和28年3月31日までの19年9月間とする。」と記載されておりますが、予期せぬ事由により工期が遅延し竣工が遅れた場合は維持管理・運営期間は変わらず、供用開始日が遅れると考えてよろしいでしょうか。	事業終了日は令和28年3月31日で変わらず、供用開始日のみ変更することになります。事業契約書（案）第39条に規定しているとおおり、遅延の帰責理由により費用や損害負担が決まります。
3	入札公告	1	1		(5)	予定価格	昨今の物価上昇の状況を鑑み、貴市より公表の本事業の予定価格にて要求水準内容を全て反映することができないと解釈しております。今後、事業費の見直しもしくは要求水準書の見直しを協議させていただくことは可能でしょうか？	事業契約書（案）別紙7「サービス購入料の改定方法」において物価変動による改定内容を記載しています。また、事業契約書（案）第13条に規定しているとおおり、要求水準書の内容の変更について協議する場合はあります。
4	入札公告	9	3	7	ア	入札書及び事業提案書の提出場所	「イ郵送による場合の到達期限及び提出場所」については「（ウ）提出方法」として「二重封筒を・・・（中略）・・・送付すること。」と記載ありますが、「ア持参による場合」も「二重封筒を用い、入札書を中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封」すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	入札公告	9	3	8	ウ	開札日時及び開札場所	「ウ立会い」の中に「この際、入札価格の公表は行わない。」と記載されておりますが、後日総合評価の公表の中で、価格評価点の算定として入札価格は公表されるのでしょうか。	審査講評の価格点の算出において、入札価格を公表します。
6	入札公告	10	4	2	イ	入札保証金及び契約保証金の納付義務	「既存施設及び新施設の設計・建設業務において、施設整備に係る全ての費用及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額」と記載されておりますが、合計額とは、サービス購入料A-1およびA-2の合計と考えてよろしいでしょうか（割賦金利を含めた金額と考えるのでしょうか）。	お見込みの通りです。 なお、事業契約書（案）第8条第1項のとおり、契約保証金は、割賦利息相当分を控除したものとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
7	入札公告	10	4	2	イ	入札保証金及び契約保証金の納付義務	「維持管理・運營業務の期間中においては、事業者の契約保証は必要ないものとする。」と記載されておりますが、開館準備業務についても必要ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	入札説明書	8	2	10		事業スケジュール	本事業において、部分引渡しは実施しないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
9	入札説明書	9	2	11	ア	市が支払うサービス購入料	「(ウ)維持管理業務の修繕業務にかかる対価」として、「①新設施設の修繕費相当額」と「②既存施設の修繕費相当額」の合計が「サービス購入料C」と考えてよろしいでしょうか。（「③精算対象経費」については「サービス購入料C」には含まず、別途精算頂けるとの理解でよろしいでしょうか。）	お見込みの通りです。 事業契約書（案）別紙6「サービス購入料の構成及び支払い方法」の通り、サービス購入料Cとは別に、精算対象経費を支払います。
10	入札説明書	9	2	11	ア	市が支払うサービス購入料	「(ウ)維持管理業務の修繕業務にかかる対価」として、表中に「事業範囲外」と記載されておりますが、事業範囲外となる修繕業務とは、どのような内容を想定されているのでしょうか。以下を想定しておりますが、相違ないでしょうか。 ・（設計・建設期間における）改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定していないもので、1件300万円より大規模なもの ・（設計・建設期間における）改修工事で更新するが、事業期間中にも修繕・更新が発生すると予想されないもので、1件300万円より大規模なもの	お見込みの通りです。
11	入札説明書	9	2	11	ア	設計及び建設業務に係る対価	「市は、当該費用に相当する対価のうち、事業契約書に定める金額を、設計・建設期間中の各年度末及び業務完了時に支払い」と記載されておりますが、事業契約書に定める金額とは、事業契約書別紙6の「設計・建設及び工事監理業務並びに設計・建設期間に係る統括管理業務に要する費用の合計額の80%」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 ご指摘の金額はサービス購入料A-1に該当します。
12	入札説明書	10	2	11	ウ	事業者が支払う納付金	「変動納付金」として「利益相当額」の「30%を毎年度支払うものとする。」と記載されておりますが、この割合については、維持管理・運営期間の概ね20年間に於いて固定となるのでしょうか。基本納付金のように5年ごとに見直しして頂けるのでしょうか。	事業契約書（案）別紙10「納付金の支払い」の通り、変動納付金の割合は30%で固定し、5年ごとの見直しは行いません。
13	入札説明書	10	2	11	ウ	事業者が支払う納付金	前指定管理者による納付金額ですが、令和2年度及び令和3年度についてもご開示頂けないでしょうか。	令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用料収入が大幅に減少したため、指定管理者と協議の上、納付金額を0円としました。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
14	入札説明書	10	2	11	ウ	事業者が支払う納付金	基本納付金について、指定管理者としての業務開始後5年間(令和13年3月末まで)は変更しない仕組みとなっていますが、現在の社会情勢を鑑みると光熱水費が提案時の令和4年9月1日時点と運営開始の令和8年7月1日時点では、想定を超える大幅な値上げとなることが懸念されます。光熱水費の値上がり状況によっては、運営開始時点での基本納付金の見直しを考慮いただけないでしょうか。	昨今の状況を考慮し、提案書提出時から運営開始時までに光熱水費が著しく増減した場合、運営開始時点の基本納付金の見直しについて協議には応じるものとします。
15	入札説明書	11	2	11	エ	事業者が支払う目的外使用に係る使用料	「目的外使用許可」により使用料を支払うとなっておりますが、「⑧ファックス」および「⑨コピー機」の使用料の実績はいくらでしょうか。	令和4年度の「⑧ファックス」及び「⑨コピー機」の目的外使用許可による使用料については、年額15,540円(使用面積1.00㎡)になります。 なお、土地及び建物の総合評価額の増減に伴い、目的外使用許可による使用料は変動します。
16	入札説明書	11	2	11	エ	事業者が支払う目的外使用に係る使用料	「※②～⑥、⑧～⑨については、指定管理者の指定とは別に、市より目的外使用許可を受け、使用料を納付する」と記載されておりますが、「エ事業者が支払う目的外使用に係る使用料」では、「表中①～⑥、⑧～⑨については、指定管理者の指定とは別に、市より行政財産目的外使用許可(以下「目的外使用許可」という。)を受け、使用料を納付することとする」と記載されております。①、⑦、⑩については目的外使用許可は必要ないという理解でよろしいでしょうか。またその場合の使用料はどのように考えれば良いのでしょうか。	⑦及び⑩については、目的外使用許可を申請する必要はありません。なお、⑦については公有財産一時使用契約書を締結し、設置台数分の貸付料を納付いただきます。 また、①については目的外使用許可申請書を提出の上、レストランで利用する面積に応じて算出された使用料を納付いただきます。
17	入札説明書	12	3	1	(2)	応募者の構成等	主要な業務を担わない企業(ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務など)は、弁護士事務所や会計事務所、税理士法人などと同様に、SPCから直接業務を受託する場合でも、構成員・協力企業になるかは事業者の提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	参加表明書及び資格審査書類の提出時に、主要な業務を担わない企業を構成員又は協力企業として含めるか否かについては、事業者の任意とします。
18	入札説明書	12	3	1	(2)	応募者の構成等	主要な業務を担わない企業(ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務など)は、SPCから直接業務を受託するが構成員にならず出資する場合は「その他出資者」との認識で宜しいでしょうか。	参加表明書及び資格審査書類の提出時に、主要な業務を担わない企業を構成員又は協力企業として含めるか否かについては、事業者の任意とします。なお、含める場合については、様式2-5(入札参加者構成表)の「本事業における役割」に該当する役割を記載してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
19	入札説明書	12	3	1	(3)	応募者の参加要件等	主要な業務を担わない企業（ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務など）は、(3)応募者の参加要件等を満たしていれば、(4)各業務にあたる者の参加要件は問われない、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
20	入札説明書	15	3	1	(4)	維持管理業務を行う者の参加要件	維持管理業務を行う者の参加要件について、「(イ)平成23年4月1日以降、公告日の前日までに、1年以上の建築物（ホール、展示場、会議室等）の維持管理実績を有する者であること」とありますが、JVの場合は代表のみ満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。	主たる業務を担う少なくとも1社が要件を満たすこととします。
21	入札説明書	15	3	1	(5)	応募者の構成員等の変更	「①応募者における構成員等が参加資格要件を欠いた場合の措置…」及び「②応募者における構成員等の変更可否…」において、代表企業を除く構成員は「やむを得ない事由で…（以下略）」とありますが、指名停止はやむを得ない事由に該当すると考えてよろしいでしょうか。	本公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受けた場合、該当者は参加資格要件を欠いた場合に該当し、やむを得ない事由には該当しません。 なお、協力企業については、入札説明書に規定しているとおり、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を失格としません。
22	入札説明書	16	3	2	3	提案書類の取り扱い	「イ著作権等」において「入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市は入札参加者の意見を聴くものとする。」と記載ありますが、事業提案書類は、情報公開請求の対象から外していただけませんか。提案書は、応募者の独自の技術・ノウハウを結集して作成するものです。公開される可能性がある場合、踏み込んだご提案をしづらくなります。	事業提案書類は情報公開請求の対象となるため、対象から外すことはできません。 ただし、情報公開請求の制度上、公開前に書類作成者へ公開内容に係る意見照会を行いますので、その際に非公開部分について意見いただきますようお願いいたします。なお、意見照会後の本市の公開内容の決定に不服がある場合は、不服申立ていただくことも可能です。
23	入札説明書	17	3	3		予定価格	本事業の予定価格について記載されておりますが、原料や燃料の高騰による建材・設備の値上げが相次いでおり、異例の事態となっております。また提案書提出から着工までは1年以上先になり、建材・設備のみならず労務費の更なる高騰が懸念されております。情勢に合わせた予定価格の見直しもしくは、改修・新築工事の要求水準の引き下げ等の見直しを検討していただけないでしょうか。	No. 3の回答を参照ください。
24	入札説明書	17	3	4		基本納付金の提案下限額	基本納付額の提案上限額の想定がありましたらご教示ください。	基本納付金の提案上限額の想定はありません。 落札者決定基準で示すように事業の安定性及び事業継続性の確保ができ、提案下限額を満たす基本納付金額で提案ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
25	入札説明書	17	3	5		予定価格	近年、国内の建築市場において、建築資材は物価上昇の傾向が継続し、ここ数ヶ月はさらなる急上昇の様相をしめしています。実勢に合わせた予定価格の見直し、あるいは、要求水準書に記載の改修や新施設の内容等の見直しをお願いできないでしょうか。	No. 3の回答を参照ください。
26	入札説明書	18	4	2		選定の手順及びスケジュール（予定）	事業者対話の質問回答公表から提案書提出までの期間がたいへん短くなっておりませんが、提案に影響する部分につきましてはできるだけ早めのご回答をいただけませんかでしょうか。	2022年7月に実施する対話時の口頭での回答を参考にしてください。ただし、正式な回答は後日公表となりますので、そちらを確認してください。
27	入札説明書	18	4	2		選定の手順及びスケジュール（予定）	令和4年7月25～26日に事業者対話の実施を予定いただいておりますが、質疑の提案内容への反映が難しいため、それよりも早い時期に、追加で対話の機会を設定いただけないでしょうか。	対話の機会を追加することはスケジュール上困難です。2022年7月に実施する対話時の口頭での回答を参考にしてください。ただし、正式な回答は後日公表となりますので、そちらを確認してください。
28	入札説明書	18	4	2		選定の手順及びスケジュール	入札説明書等に関する質問の機会が1回しかございませんが、質疑で生じた貴市と事業者との認識のずれの解消や事業者の提案をより良いものにするために、再度の質問の受付・回答の機会を設定頂けないでしょうか。	事業者対話の質問受付（令和4年7月11日受付〆切）において質問してください。
29	入札説明書	18	4	2		選定の手順及びスケジュール	入札説明書等に関する質問回答書の公表予定日である5月30日から、参加表明の受付期限である6月6日の期間について、回答の内容によっては参加表明に係る書類を作成し直す必要がございますので、参加表明に係る質問の回答については、公表日を早めに頂くよう変更していただけないでしょうか。	入札説明書及び様式集の修正版を公表済みですので、そちらを確認してください。
30	入札説明書	21	4	3	(8)	入札の辞退	昨今、経済状況が日々刻々と変化しております。参加審査通過者が何らかの事情により入札を辞退した場合、貴市が何かしらのペナルティを科す可能性はありますでしょうか。	入札辞退によるペナルティは発生しません。
31	入札説明書	22	4	3	9	入札書及び事業提案書の受付	「イ郵送による場合の到達期限及び提出場所」については「(ウ)提出方法」として「二重封筒を・・・(中略)・・・送付すること。」と記載ありますが、「ア持参による場合」も「二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封」と考えてよろしいでしょうか。	No. 4の回答を参照ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
32	入札説明書	22	4	3	10	開札日時及び開札場所	「立会い」の中に「この際、入札価格の公表は行わない。」と記載されておりますが、後日総合評価の公表の中で、価格評価点の算定として入札価格は公表されるのでしょうか。	No. 5の回答を参照ください。
33	入札説明書	24	5	4		提案内容に関するヒアリング等の実施	ヒアリング等については、一般公開で行われるのでしょうか。それとも非公開での実施でしょうか。	公開することで、率直な意見交換若しくは意思決定の中立が不当に損なわれる恐れがあるため、非公開とします。
34	入札説明書	24	5	5		落札者の決定・公表	代表企業・代表企業を除く構成員が不正2事由に該当した場合に限り、事業契約を締結しない、とされておりますので、他には事業契約を締結しない事由は無いという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）第8条「事業契約の不締結」の通り、構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、事業契約を締結しない場合があります。
35	入札説明書	24	5	5		落札者の決定・公表	「② 落札者における応募各社の変更可否」について「代表企業を除く構成員」は「やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可」と記載ありますが、指名停止については「やむを得ない事由」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	No. 21の回答を参照ください。
36	入札説明書	24	5	5	②	落札者の決定・公表	落札者における応募各社の変更可否について、「代表企業を除く構成員」についても「協力企業」と同様に市が変更を認めた場合は可としていただけないでしょうか。	事業の安定性を図る観点から、期待する能力を有する事業者を選定するため、代表企業を除く構成員について、やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き変更は不可とします。
37	入札説明書	26	6	2		特別目的会社の設立等	「特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。」と記載されていますが、貴市として想定される資本金額は御座いますでしょうか。また、資本金でなくとも資本性を有すると認識しうる株主劣後融資等が存在する場合、当該借入金額も勘案されるとの認識でよろしいでしょうか。	資本金額の想定はありません。落札者決定基準・第4(4)ア「事業遂行に関する確認」に示す内容を満たせば結構です。 なお、株主劣後融資等が存在する場合は、当該借入金額も勘案されるとの認識で結構です。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
38	入札説明書	26	6	1		事業契約の締結	「特別目的会社が事業契約を締結しない場合、又は第5の5により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。」と記載ありますが、随意契約となる契約金額については、あくまでも当該事業者が応募時に提案していた金額との理解で相違ないでしょうか。	随意契約の契約金額は、当該事業者が応募時に提案していた金額ではなく、失格者（落札者）の落札金額の制限内になります。
39	入札説明書	26	6	2	エ	特別目的会社の設立等	SPCがプロジェクトファイナンスを調達する場合、SPC株式会社に対する担保設定を金融機関から依頼されることとなりますが、その場合には、貴市からの事前の承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	市と金融機関で、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結し、SPC株式会社に対する担保設定に対する市の承諾等について規定することになるものと想定しています。
40	入札説明書	26	6	2		特別目的会社の設立等	当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	本施設をSPC所在地として使用することは可能ですが、SPCの代表企業若しくは構成員が公的機関からの書類等を受け取れる住所で登記してください。ただし、現指定管理者が2024年3月末まで本施設を使用しているため別途調整が必要となります。
41	入札説明書	26	6	3		契約に関する基本的な考え方	契約条件・仕様等の詳細については、基本協定書（案）、事業契約書（案）をもとに、落札後に協議して定める、という理解でよろしいでしょうか。	契約条件は基本協定書（案）及び事業契約書（案）に規定しているとおりでありますが、落札者決定後、市及び事業者において解釈を明確化するための協議を行うことを想定しています。 なお、本事業はPFI事業であることから、仕様等の詳細を定めることは想定しておりません。事業契約書（案）第14条に規定しているとおりの解釈となります。
42	入札説明書	26	6	3		事業契約の締結	落札者が事業契約を締結しないまたは失格となり、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うことになった場合、失格者（落札者）が落札した金額ではなく、随意契約を行う事業者が入札した金額の制限内で契約を行うと理解してよろしいでしょうか。	No. 38の回答を参照ください。
43	入札説明書	27	6	5		契約保証金の納付等	「事業者は、事業契約の締結にあたっては、事業契約書に定める契約保証金を、納付するものとする。ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りではない。」と記載ありますが、サービス購入料A-1およびA-2の業務に関する履行保証保険と考えてよろしいでしょうか（割賦金利を含めた金額と考えるのでしょうか）。	お見込みの通りです。 なお、事業契約書（案）第8条第1項のとおり、契約保証金は、割賦利息相当分を控除したものとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
44	入札説明書	29	7	5	(2)	債権の質権設定及び債権の担保提供	SPCがプロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、事業契約上にてSPCが有する債権に対する担保設定を金融機関から依頼されることとなりますが、その場合、貴市からの事前の承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	市と金融機関で、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結し、SPC債権に対する担保設定に対する市の承諾等について規定することになるものと想定しています。
45	入札説明書	29	7	7		業務の委託等	「事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に文書により市の承諾を得なければならない。」と記載ありますが、事前にとは業務の開始前と考えてよろしいでしょうか。	業務開始の60日前までに変更案を提出してください。
46	入札説明書	29	7	7		業務の委託等	「事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に文書により市の承諾を得なければならない。」と記載ありますが、業務の一部とは例えば建設業務を一部分割して委託又は請け負わせることも可能でしょうか。	お見込みの通りです。
47	入札説明書	30	12	(1)		金融機関と市との協議	SPCにおけるプロジェクトファイナンス調達が前提となりますことから、貴市と金融機関との直接協定については、締結をいただける前提との理解でよろしいでしょうか。	市と金融機関で、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結することを想定しています。
48	入札説明書	32	8	2	(1)	入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	様式2-6(word)には「決算報告書・名古屋市税の納税証明書・消費税及び地方消費税の納税証明書・商業登記簿謄本」記載がございますが、入札説明書の様式2-6における添付資料に記載ございません。当該書類は様式2-6の添付資料として、提出するという理解で宜しいでしょうか。	誤記や不整合がありましたので、入札説明書及び様式集を修正しました。
49	入札説明書	32	8	2	(1)	入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	様式2-6の添付資料として「消費税及び地方消費税の納税証明書」のご提出が必要となる場合、国税（法人税、消費税）に関する納税証明書は「納税証明書その3の3」で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
50	入札説明書	33	8	3		入札辞退	資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、事業提案書の受付締切日までに様式3-1「入札辞退届」を提出すれば辞退が認められ、辞退に伴う罰則は生じないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
51	実施方針	26	4	2		施設要件等に関する事項	確認申請時の棟区分の扱いについて、既設建物と5号館（仮称）は意匠上同一棟増築、構造上別棟増築としてよろしいでしょうか？	構造上同一棟とするか別棟とするかについては事業者の判断になります。なお、確認申請上の取扱いについて所管部署へ確認を行ってください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
52	要求水準書	6	1	2	(11)	周辺施設との連携	市が堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺施設において事業を実施する場合には、一体性を高めるため当該事業に協力することとあります。協力することは前向きに検討して行きたいと考えていますが、どのような事業を実施しようとお考えなのか判れば更に前向きな協力の提案ができるかと思っておりますので、今のお考えをご教授いただけますようお願いいたします。	堀川の水辺空間、水上交通、白鳥庭園・白鳥公園、中央卸売市場本場と本施設との一体性を高めることで一層の魅力向上を図ることを想定しています。一体性は景観等ハード面と、施設の相互利用のようなソフト面の両面を含むものとします。現時点で具体的な事業の想定はありません。
53	要求水準書	7	1	4	(1)	要求水準の変更事由	「市は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。」との記載がありますが、事業者から市に変更を要望することも可能でしょうか。相互に協議できるようご検討頂きたいと考えております。	事業契約書（案）に定める範囲において、協議を検討します。
54	要求水準書	7	1	4	(1)	要求水準の変更事由	要求水準書の変更を求めることができるのは、市からのみとなっておりますが、民間事業者側からも変更を求めることができるようご検討をお願いします。	No. 53の回答を参照ください。
55	要求水準書	19	2	1	(6)	地盤状況等	「ア地盤状況」について、「必要に応じて事業者の負担により地盤調査を行う事」と記載ありますが、当該調査はサービス購入料の対象になる（入札金額に含まれる）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
56	要求水準書	19	2	1	(6)	土壌汚染状況	「イ土壌汚染状況」について、土壌汚染対策法第4条及び名古屋市環境保全条例第15条の届出をもって、調査命令が発出されない場合は任意調査不要と考えてよろしいでしょうか。	法令に基づく調査を必要とするかどうかについては、お見込みの通りです。法令に関わらず、事業を適正かつ円滑に進める上で調査が必要となる場合は、事業者の判断で実施をお願いします。
57	要求水準書	19	2	1	(6)	土壌汚染状況	「イ土壌汚染状況」について、場内で発生する残土以外は場内自ら利用して良いと考えてよろしいでしょうか。	関係法令を遵守した上で実施願います。なお、場内利用を起因とした施設運営管理上の影響がある場合は、事業者と本市とで協議とします。
58	要求水準書	19	2	1	(6)	土壌汚染対策費	「～汚染掘削残土の処分を行うこと。処分に係る費用については、本事業に含まれる」とありますが、土壌汚染状況は調査をしないと不明であることから、事業者負担の場合には、提案時には掘削残土は全て汚染されているものと想定して提案金額を算出せざるをえません。その結果、提案金額が過大になり、予算を超えてしまうことになるため、汚染掘削残土の処分費は貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	当該事業については、隣接地の状況を参考に、事業者の判断により必要となる費用について事業費に計上してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
59	要求水準書	19	2	1	(6)	ア地盤状況	当該箇所以外も含めて要求水準書に記載の「参考e 柱状図」は「参考f 柱状図」の誤植でしょうか。	お見込みの通りです。 要求水準書の該当箇所を「参考 f 柱状図」と修正します。
60	要求水準書	19	2	1	(6)	イ土壤汚染状況	汚染土壌量が明らかでないため、汚染土壌の処理費用の増減が事業者のリスクになります。以前事業者負担とご回答いただいておりますが、改めて、調査費用と処理費用は、本事業外とし、貴市負担としていただけないでしょうか。	事業契約書（案）第20条「事業用地及び既存施設の契約不適合責任」の通り、事業用地の土壤汚染に係る契約不適合については、処分等に係る費用は事業者が負担するものとします。
61	要求水準書	19	2	1	(6)	イ土壤汚染状況	土壤汚染の調査対象は、施設整備に必要な掘削残土のみとし、事業用地の全ておよび地下水を調査する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	調査対象、調査内容等については、法令に基づき実施していただく必要があります。
62	要求水準書	20	2	1	(6)	地中障害物の撤去・処分費用	「間知石390m3まで、エフレックス管60m3までの地中障害物の撤去及び処分に係る費用は、本事業に含まれるものとする」とありますが、提案費用が予算を超えてしまう可能性が高いことから、地中障害物の撤去費用について貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	間知石390m3まで、エフレックス管60m3までの地中障害物の撤去及び処分に係る費用は、本事業に含まれるものとします。なお、上記数量を超過する等に伴う撤去及び処分にかかる費用の増加が生じた場合、事業契約書（案）第20条第2項に基づき、その費用を市が負担することとし、撤去及び処分の方法、内容などは市との協議により定めるものとします。
63	要求水準書	20	2	1	(6)	地中障害物の撤去・処分費用	「間知石390m3まで、エフレックス管60m3までの地中障害物の撤去及び処分に係る費用は、本事業に含まれるものとする」とありますが、記載内容より地中障害物が少なかった場合も、精算等はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の数量を超過する等に伴う撤去及び処分にかかる費用の増加が生じた場合は、事業契約書（案）第20条第2項に基づき、その費用を市が負担することとし、要求水準書に記載の数量を下回った場合は増減の精算対象とします。
64	要求水準書	21	2	2	(1) 2 5	省エネルギー・省資源	CASBEE名古屋の評価について、要求水準書に「【5号館】」と記載がありますが、意匠上同一棟となった場合でも、名古屋国際会議場の改修部分と5号館新築部分を分けて評価することでよいかご教示願います。	5号館新築部分で評価してください。なお、CASBEE名古屋の届出につきましては、所管部署と相談の上評価方法を確定し実施してください。
65	要求水準書	22	2	2	(1)	3安全性 2耐震	5号館につき「緊急物資集配拠点、熱田区災害ボランティアセンター、緊急指定避難場所、指定避難所、津波避難ビル及び広域避難場所の一部として、機能するように計画すること」とありますが、有事の際には緊急物資集配拠点と避難所を分ける必要があると思料いたします。それぞれの場所をフロアを分けて使用するなどのイメージでしょうか。	お見込みの通りです。 ただし、必ずしもフロアを分ける必要はなく、有事の際に柔軟な対応ができることを期待します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
66	要求水準書	22	2	2	(1) 3 1	全体	緊急指定避難場所及び指定避難場所の想定収容人員（最大利用人数の50%など）を教えてください。	<p>既存施設については、現状、被災者受入れの同時収容最大人数について、指定緊急避難場所（洪水・内水氾濫）は約720人、指定緊急避難場所（津波）は約2,500人、指定避難所は約330人を想定しております。また、スタッフの想定人数について、ボランティアセンターは30名＋各地から駆け付けるボランティア人数、緊急物資集配拠点は20名を見込んでいます。</p> <p>5号館については、現時点で緊急指定避難場及び指定避難場所として決定していませんが、以下を想定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所：2階の展示室の最大収容人数とする。 ・指定避難場所：1階及び2階の展示室について、1人当たり2㎡の避難スペースを確保する。
67	要求水準書	23	2	2	(1)	3安全性 4対浸水	「隣接する土地から本敷地に越水しない対策を講じること。」とは、具体的にどのような対策を講じるイメージでしょうか。	周辺道路及び隣地からの越水により、地下部分への浸水等を防止するよう浸水対策をお願いします。
68	要求水準書	23	2	2	(1) 3-4	本敷地において過去に生じた最大の水位及び将来生じる可能性のある最高水位に対して、施設への浸水を防ぐように計画すること。	「将来生じる可能性のある最高水位」を想定するにあたり、参考資料をご教示願います。	要求水準書（案）の『将来生じる可能性のある最高水位に対して、施設への浸水を防ぐように計画すること。』から、要求水準書では『「名古屋市災害対策実施計画」における「ハード・ソフト両面から対策を推進する災害規模」に該当する洪水・内水氾濫、津波、高潮による浸水深に対して、施設への浸水を防ぐように計画すること。』に要求水準の記載内容を変更しています。よって、名古屋市災害対策実施計画における「ハード・ソフト両面から対策を推進する災害規模」に該当する各項目について、最新の愛知県及び名古屋市の各種ハザードマップ等に記載のある浸水深さ等を参考としてください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
69	要求水準書	23	2	2	(1) 3 9	機能維持特性	「機能維持性に関する性能は基本的性能基準のⅡ類をみたくこと。」と記載あるが、官庁施設の基本的性能基準では 給水機能：上水道の回復に伴い、給水機能が速やかに復旧できる 排水機能：下水道の回復に伴い、排水機能が速やかに復旧できる となる。これに準拠する場合、水の備蓄、排水貯留槽はなしとなるが良いか。必要な場合には具体的条件をご教示頂きたい。	既存施設の給水タンク（受水槽、高架水槽等）の改修仕様は要求水準書に示すとおりとします。既存施設の汚水雑排水槽は既設の容量以上を確保できるよう整備してください。雨水貯留設備については要求水準書に示すとおりとします。 新設施設については、機能維持性に示した観点だけではなく、要求水準書の給排水衛生設備計画に示している「地震時などの緊急時への対応及び二次災害防止に配慮した計画とすること」などの要求水準も踏まえて提案してください。
70	要求水準書	23	2	2	(1) 3 9	機能維持特性	防災拠点における設備対応として、1号～5号館で必要となる空調・換気対応、給排水について別紙15に示す用途・エリア別での対応についてご教授ください。	別紙15「名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示す、すべての用途・エリアについて防災機能を維持するため、インフラの途絶時においてもすべての空調・換気設備、給排水設備が維持できるよう整備してください。
71	要求水準書	27	2	2	(2) エ	駐車場	敷地内駐車場は来場者用とサービス車用が分かれているとお見受けしますが、950台は合計と考えてよろしいでしょうか。その場合、それぞれ何台の駐車場が必要か内訳をご教示ください。また、現在の敷地内各所駐車場それぞれの駐車台数と来場者・サービス車用の別をご教示ください。	来場者用駐車場638台（内サービス用39台）、バス駐車場12台、合計650台を第4立体駐車場（仮称）の建設により合計950台を確保してください。 現在の駐車場は、第1駐車場79台、第2駐車場67台、第3駐車場82台、第4駐車場371台（地上170台、地下201台）、搬入ヤード39台、合計638台です。
72	要求水準書	33	2	3	(1)	ア) 現場の優先	「要求水準中の数量（面積、台数等）は、提案段階における～改修の提案、設計及び施工にあたっては現場にて当該数量を十分に確認すること」とありますが（2021年9月に公表された「事業者対話における質問への回答」のNo. 106とNo. 107も同様）、入札公告前の現地見学、及び6月27日の現地見学のみでは詳細な調査はできません。そのため、提案時はあくまでも入札説明書等に基づいた提案内容・金額となります。 入札説明書等に十分な記載が無く、落札後に詳細な調査をした結果、追加となった費用については貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	改修仕様及び数量はあくまで参考です。これまでの現地見学会及び今後予定している現地見学会で現場を確認していただき、現場との相違がある場合は現場を優先し、事業者の経験に基づき考えられる可能性を加味して必要な工法、数量でお見積りください。なお、入札説明書等から合理的に想定される以上の故障、修繕箇所が見つかった場合、事業契約書（案）第20条第4項に基づき、事業者と本市とで協議とします。
73	要求水準書	34	2	3	(1)	ウ<イ> 一般設備工事について	配管・配線について原則更新となっておりますが、更新するために仕上げ部分も含めて更新する必要があります。事業費への影響が多いため、更新箇所については提案によるとしていただけますでしょうか？	配管・配線については本事業を除き、全面更新する機会がないため、後々のリスクを考え、原則更新とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
74	要求水準書	36	2	3	(2)	防水改修工事	「南側屋上メンブレン防水 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き」とありますが、平板ブロックを防水押コンクリートと読み替えてよろしいでしょうか。	既設仕様については、「南側屋上メンブレン防水 断熱アスファルト露出防水の上、カラー平板ブロック模様敷き」とします。改修仕様については、既設と同等以上の性能が得られることを事業者が証明し、市が認めた場合は、他の仕様の採用も可とします。
75	要求水準書	39	2	3	ウ	外壁改修工事	花崗岩の「固定不良箇所、欠けがる箇所」とありますが、以下の点、ご教示ください。 ・修繕に向けた事前の対象範囲をご教示ください。 ・現状で把握している固定不良、欠けの箇所と状況 ・当該不良箇所に関連する過去の修繕箇所と具体的な内容（昨年度の修繕金額をご教示ください。）	対象範囲は花崗岩が使用されている外壁全般となります。現状、高さ3～5mの外壁目違い部の花崗岩に固定不良が多くみられます。詳しくは現地見学会で確認してください。昨年、外壁コーナー部3か所の修繕を行い、修繕金額は約240万円でした。
76	要求水準書	39	2	3	(2)ウ	外壁改修工事 花崗岩	「固定不良箇所、欠けがある箇所は補修すること」について、固定不良、及び欠けのある箇所、また数量をご教示願います。	No.75の回答を参照ください。
77	要求水準書	43	2	3	(2)	雨水排水・湧水排水の経路変更に伴う対策	「本事業に伴い敷地内の排水経路に変更が生じることから、排水設備設置義務免除許可に関する変更手続きを行うこと。」と記載ありますが、排水設備設置義務免除許可に関する変更手続きはいつまでに完了しなければいけないのでしょうか。	法令を遵守した上で変更手続きを完了してください。
78	要求水準書	43	2	3	(2)オ(エ)	雨水排水経路のボックスカルバート及び雨水枡を更新すること。	更新工事を行う場合、撤去新設または、本工事に支障のない範囲において既存残置することをご協議頂けませんか。	ボックスカルバート及び雨水枡は更新してください。なお、現地調査の結果、既存残置することが更新することより機能上等有効であることを事業者が証明し、市が認めた場合は、既存残置に関する協議を行うことは可とします。また、既存残置に関する協議の結果、既存残置となった場合は、残置したボックスカルバート及び雨水枡に応じた費用を増減の精算対象とするものとします。
79	要求水準書	46	2	3	(2)キ	内装改修工事 (別紙12 P.07 1F ロッカー室)	1F 防災センター内のロッカー室について、現状はユニットバスとなっています。ユニットバスをロッカー室に改修と考えてよろしいでしょうか。	既設同等で更新としてください。
80	要求水準書	46	2	3	(2)キ	内装改修工事 (別紙12 P.15 3F 休憩コーナー)	3F 休憩コーナーについて、現状は吹抜けと思われまです。休憩コーナーとして新たに床を増設すると考えてよろしいでしょうか。	吹抜の誤りなので、基本計画図3階の休憩コーナーという表記を削除します。ここに床の増設はしません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
81	要求水準書	47	2	3	(2)	建具の材質仕上げ	建具（アルミドア、アルミ窓等）の「仕様・備考」について「既設同等で更新」となっておりますが、既存図面の建具表を参照すると「フッ素樹脂塗装」となっております。 「電解二次着色」での対応も同等程度とみなしていただけますでしょうか。	改修仕様については、既設と同等以上の性能が得られることを事業者が証明し、市が認めた場合は、他の仕様の採用も可とします。
82	要求水準書	56	2	3	ソ	センチュリーホール車いす席	外した椅子の収納場所をご教示ください。	事業者の提案によります。
83	要求水準書	57	2	3	(3)(イ)	保安用負荷	保安用負荷として、 ・換気設備、空調設備は被災者の受け入れを行う場所の全能力 ・展示室、会議室、控室の全能力【5号館】 と記載あるが、別紙15名古屋国際会議場の防災機能位置図に示すエリアと5号館の該当室は全て空調・換気対応を100%確保する必要がありますでしょうか。	別紙15「名古屋国際会議場の防災機能位置図」に示すエリアと5号館の該当室は災害時に防災機能を果たすため、全て空調・換気対応を100%確保する必要があります。
84	要求水準書	63	(3)	ア	(シ)	消防設備	「催事によりスモーク等の演出を行うことが想定されることから、施設全体の防災機能に影響を与えないよう・・・運用に配慮した計画」とありますが、貴市として具体的にはどのような設備の設置を想定されていますか。	所轄の消防署と協議のうえ、スモーク等の演出が可能となるように計画してください。
85	要求水準書	63	(3)	ア	(シ)	消防設備	所轄消防署との協議や指導を受けること、とされている事項が多く、計画段階で必要な設備等を確定できない恐れがありますが、これらは発注者（貴市）においてももう少し具体的な要求水準を示していただけませんか。	改修部分に関して、必要な設備等については要求水準書に示した通りです。必要な設備等の詳細な整備については消防との協議や消防からの指導により決定する必要があるため、その旨が記載されております。新施設については建物の計画により必要な設備が変わるため、建物の計画に合わせて必要な消防設備を整備してください。
86	要求水準書	64	2	3	(3)アセ	撤去工事	現状把握されているフロン・水銀・PCB含有対象を教えてください。アスベストは記載の1号館の煙突断熱材及び防火区画貫通処理以外にアスベスト含有対象があれば教えてください。	フロンは、空調設備のチラーユニットやエアコン、厨房器具の冷蔵庫等に含まれています。 水銀は、蛍光管に含まれています。 PCBは、変圧器、コンデンサー、照明の安定器などに含まれています。 電気設備の撤去工事に伴うアスベスト含有建材の処理はお見込みの通りです。建築、空調設備、衛生設備のアスベスト含有建材の処理に関しては要求水準書等に記載のとおりです。
87	要求水準書	68	2	3	(3)	低圧幹線設備	配管、ケーブルラックは劣化が見られ無い場合は既存流用としてもよろしいでしょうか。	配管、ケーブルラックは全更新とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
88	要求水準書	69	(3)	イ	(シ)	構内情報通信設備	「相互通信」、「本施設外とのハイブリッド会議」とありますが、本工事外である施設外の設備の優劣で達成可能なレベルが変わると想定されます。相互通信、ハイブリッド会議の定義があればお示しください。	対面会議とオンライン会議を併用したハイブリッド会議を行う際に利用者が快適に会議を実施できる会議室環境を構築することを目指し、動画の配信等が十分に行える最新のネットワークシステムや、会議場内全てのエリアのWi-Fi対応、リアルタイム配信および各来場者の端末による動画等同時視聴に必要な機能を導入することを指しています。
89	要求水準書	69	(3)	イ	(シ)	構内情報通信設備	改修仕様に「本施設外とのハイブリッド会議などが可能なシステム及び備品設備等を備えるもの」とありますが、捉え方によっては大きなコスト負担につながる文言が追加されています。もう少し詳細のスペックをお示しいただくことはできませんか。	日進月歩の激しい分野なので、あえて詳細なスペックを示しておりません。市としては、その時代の標準以上と思われるシステムで良いと思っております。内容については事業者の提案によります。
90	要求水準書	70	2	3	セ	テレビ共同受信設備	テレビの視聴可能場所をご教示ください。	既存施設については同等で更新、新築施設については事業者の提案によります。ただし、既存施設にて視聴可能場所を拡張することを妨げるものではありません。
91	要求水準書	74	2	3	(3)	エレベーター設備	1号館では4・5・8・10号機以外のエレベーター6機を全面更新とありますが、全面撤去更新ではなく、レール、カゴ等は既存利用とした制御リニューアル（現行法に適合）と考えてよろしいでしょうか。	カゴ等を既存利用とした制御リニューアルではなく、全面撤去更新とします。
92	要求水準書	74	2	3	ハ	当時通訳設備	既存ブースを使用する場合に配線が必要になりますが、扉を閉めたままの状態に配線可能なネズミ穴は必要でしょうか。	事業者の提案によります。
93	要求水準書	82	2	3	(4)	空調配管設備	冷温水配管メイン管を腐食診断の上、利用可能な場合は再利用としてよろしいでしょうか。	冷温水配管に限らず、配管は全更新とします。
94	要求水準書	91	2	3	(5)	衛生器具設備	大便器は原則壁掛けとありますが、排水管の立ち上げ位置変更によるコア抜きで既存躯体を傷めない様、既設排水管の立ち上がり位置を利用した納まりを原則とし、大便器を選定してもよろしいでしょうか。	清掃性を考慮し、原則壁掛けとします。
95	要求水準書	92	2	3	(5)	衛生器具設備	客用トイレの全大便器ブースの半数程度にベビーチェアを設けることとありますが、ブースの大きさによっては取付出来ない箇所もあると思われます。客用トイレに最低限1か所は確保するという考えでよろしいでしょうか。	来客用トイレの大便器ブースの既存数以上の確保及び全大便器ブースの半数以上にベビーチェアの設置することとします。ただし、実現が困難であることを事業者が証明し、市が認めた場合は、来客用トイレの大便器ブースの既存数以上の確保を優先して計画を進めるものとします。なお、ベビーチェアの設置を中止とした場合は、中止したベビーチェアに応じた費用を増減の精算対象とするものとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
96	要求水準書	93	2	3	(5) ア (ウ) b	排水ポンプ、屋外排水管、排水桝（蓋、根巻き、インバートを含む）を更新すること。	更新工事を行う場合、撤去新設または、本工事に支障のない範囲において既存残置することをご協議頂けませんか。	更新工事において、既設は全て撤去し、新設するものとします。
97	要求水準書	95	2	3	(5)	排水設備	屋外排水管の仕様について、既設同等で更新とありますが、既設は卵形管（VP）を使用しております。一般的な材料の円管（VP）としてよろしいでしょうか。	屋外排水管の配管長が長い為、円管ではなく卵形管（VP）とします。ただし、ポンプアップ配管（排水ポンプ以降の圧力がかかる排水管（第一桝以降も含む））については要求水準書に記載の通り、下水道用ポリエチレン管とします。
98	要求水準書	96	2	3	(5)	消火設備	屋内消火栓ポンプの能力について、既設同等（750L/min）とありますが、屋内消火栓の設置基準『150L/min×消火栓設備（各階中の最大設置個数 最大2）』から300L/minとしてよろしいでしょうか。	既設同等（750L/min）で更新とします。
99	要求水準書	96	2	3	(5)	消火設備	スプリンクラーヘッドについて、既設は標準型ですが、更新は高感度型ヘッドとしてよろしいでしょうか。	標準型ヘッドとします。
100	要求水準書	96	2	3	(5)	消火設備	スプリンクラーポンプ（低層、高層）の能力について、既設同等（2700L/min）とありますが、ヘッド個数に基づく吐出量の計算『同時開放数×90L/min（高感度：12個）』から1080L/minとしてよろしいでしょうか。	既設同等（2700L/min）で更新とします。
101	要求水準書	97	2	3	(5)	消火設備	泡消火設備について、既設（2管式）で更新とありますが、1管式としてよろしいでしょうか。	既設と同様に更新としてください。
102	要求水準書	100	2	3	(5) イ (ウ) b	排水ポンプ、屋外排水管、排水桝（蓋、根巻き、インバートを含む）を更新すること。	更新工事を行う場合、撤去新設または、本工事に支障のない範囲において既存残置することをご協議頂けませんか。	更新工事において、既設は全て撤去し、新設するものとします。
103	要求水準書	106	2	4	(2)	5号館施設要件	展示室の面積は壁芯と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
104	要求水準書	108	2	4	(6)	外装計画	屋根及び外壁材についての騒音対策について記載がありますが飛行機など、想定される騒音源とそれに対する遮音性能の目標値をご提示ください。	名古屋国際会議場で開催する国際会議等の催事に相応しい遮音性能を有する施設としてください。最低限、降雨量50mm/hの激しい雨の際に室内騒音がNC-40以下となるように設計を行ってください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
105	要求水準書	111	2	4	(11) ケ	昇降機設備	荷物の搬出入用に設置する大型エレベータの積載荷重、カゴ寸法などの仕様をご教示ください。	機械室無型エレベーターとし、積載荷重は3.0t程度、かご内寸法は3,000×3,000程度を想定しています。ただし、運営上これより大型のものが必要であれば、提案により機械室有型のエレベーターも可とします。
106	要求水準書	108	2	5	(4)	景観及びデザイン 計画	第4立体駐車場の西側に接する景観について、パレット型壁面緑化と記載がありますが、壁面緑化方式はパレット式に指定されているのでしょうか。また、壁面の緑化面積に指定があればご教示ください。	西側に接する道路から見た景観については、パレット型壁面緑化を採用してください。パレット型壁面緑化と比較して、機能、性能、意匠の全ての面において同等以上であることを事業者が証明し、市が認めた場合は他の仕様の採用も協議の上、可とします。緑化面積については、景観配慮に必要な数量を確保してください。
107	要求水準書	112	2	4	コ	照明設備	「既存施設1号館の防災センターから一括管理できるようにすること」と記載がありますが、ホール内や会議室内およびロビーなども全て含めた一括管理という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
108	要求水準書	114	2	4	テ	防犯・監視カメラ	防犯・監視カメラは防災センター以外での視聴も必要でしょうか。現状の仕様をご教示ください。	現状モニターが設置されている場所についてはモニターを設置し、各モニターと連携して視聴可能となるように整備してください。なお、事業者の判断で視聴可能箇所を増やすことを妨げるものではありません。現状の仕様については、閲覧・貸与資料を確認してください。
109	要求水準書	115	2	4	(11) イ (イ)	空調設備	「省エネルギーを考慮し、居室には全熱交換器を設置すること。」と記載あるが、省エネ性・費用対効果を考慮して別の手法の方が効果が高いと考えられる場合は、全熱交換器を設置しないで、CO2制御等別の手法を採用することは可能でしょうか。	全熱交換器の代替として、CO2制御のみによる換気風量制御をすることは感染症対策の観点からは逆効果となるため、不可とします。全熱交換器を設置せずとも、別の手法により、より省エネ効果が得られ、感染症対策としても問題がない手法であれば、別の手法を採用することも可とします。
110	要求水準書	115	2	4	(11) エ (ウ)	消防設備	5号館の展示室にて物販を行う場合には、天井高さ6mを超えるため放水型スプリンクラーの設置が必要になると考えられます。5号館展示室では物販用途は発生すると考えてよろしいでしょうか?	お見込みの通りです。
111	要求水準書	129	3	1	(4)	実施体制	要求水準書で規定している「全体統括責任者」を担う者の実績要件などはなく、参加資格の申請は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
112	要求水準書	129	3	1	(4)	実施体制	各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行する「全体統括責任者」を設置することとされておりますが、本施設への常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
113	要求水準書	129	3	1	(4)	実施体制	各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行する「全体統括責任者」を設置することとされておりますが、各業務の「業務責任者」と兼務することは可能でしょうか。	事業契約書（案）第22条第2項のとおり、全体統括責任者は、事業者の社員又は構成員から選出するものとし、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて、各本件業務の業務責任者を兼務することができます。
114	要求水準書	129	3	1	(4)	実施体制	各業務の「業務責任者」の本施設への建設業務責任者及び工事監理者以外の常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
115	要求水準書	141	5	2	(1)	寄贈品等移設業務	「継続使用する寄贈品等が工事中に支障となる場所にある場合や工事中に支障となる場所に移設・移植して継続使用する場合は、適切に養生を施すか工事期間中においては仮移設・仮移植し、保管すること。」との記載がありますが、植物や美術工芸品等移設が困難なものもあるかと思われます。各々の寄贈品に対して個別の調整をさせて頂けないでしょうか。	各々の寄贈品について協議、調整します。
116	要求水準書	141	5	2	(1)	寄贈品等移設業務	「市が実施する寄贈者との連絡・調整に事業者は協力すること。」との記載がありますが、具体的にどのような対応を事業者が協力する想定でしょうか。	例えば市にて搬出する予定の寄贈品について、寄贈者との現地打合せや搬出時期及び方法についての調整を想定しています。
117	要求水準書	141	5	2	(1)	寄贈品等移設業務	寄贈品等を廃棄する場合、廃棄も事業者の業務となりますでしょうか。 廃棄する場合、貴市の責任で廃棄いただくという理解でよろしいでしょうか。	「別紙28 寄贈品等一覧」にて「本事業における扱い」が「③原則本事業にて撤去・処分とするが詳細は市との協議による」寄贈品の廃棄は事業者の業務とします。その他の寄贈品については協議によります。
118	要求水準書	142	5	2	2	建設工事着手前業務	貴市が独自で本事業に関する近隣説明会等を開催される予定はありますでしょうか。 また、開催された際には、説明会の内容及び近隣の方からのご意見等、事業者に対しても情報共有いただけますようお願いいたします。	市として近隣説明会等を開催する予定はありません。ただし、近隣の方などのご意見がありましたら情報共有します。
119	要求水準書	152	7	2	(3)	事前広報・催事誘致業務	適切な時期に発信とありますが、開業準備スケジュールに関わるためおよその時期をお示しください。	実施期間は事業者の任意とします。
120	要求水準書	153	7	2	(4)	リニューアル記念式典等開催支援業務	施設の利用料、備品使用料は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。減免扱いとなる想定でしょうか。	名古屋国際会議場条例施行細則第6条第1項第2号に基づき、施設の利用料金は減免を予定しています。なお、備品使用料については、要求水準書でも記載のとおり、必要な会場の資材等の調達は事業者が行うこととしていることから、事業者負担になります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
121	要求水準書	154	7	2	・	屋根付歩廊の維持管理業務	開館準備期間中の屋根付歩廊の維持管理業務について、修繕が必要となった場合は、精算対象経費という理解でよろしいでしょうか。	屋根付歩廊は「（設計・建設期間における）改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したものに該当し、「別紙30 運営期間中の修繕業務の対象」に記載しており、サービス購入料C（修繕業務にかかる対価）として必要な費用を見込んでください。
122	要求水準書	154	7	2	(8)	施設の引渡しから供用開始日までの期間の施設の維持管理業務について	本業務については、開館前ということを含み、具体的な実施内容、頻度については、市との協議により決定するものとありますが、これに係る費用についても協議により決定ということで、精算対象経費という理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結時に事業契約書（案）別紙6「サービス購入料の構成及び支払い方法」に定めるサービス購入料Bの費用を支払います。
123	要求水準書	162	8	2	ウ	映像音響設備保守点検業務	業務対象の中に5号館会議室が抜けていませんか。	お見込みの通りです。 要求水準書を修正します。
124	要求水準書	162	8	2	3	ウ 映像音響設備保守点検業務（ア）業務対象	会議室438の整備および保守点検も必要でしょうか。	お見込みの通りです。 要求水準書を修正します。
125	要求水準書	169	8	2	(9)	駐車場の料金徴収及び管理方法	「施設の使用時間外の駐車場の取扱いについては別に指示するものとする。なお、第3駐車場及びバス専用駐車場は、夜間（午前2時から午前8時まで）は目的外使用許可により名古屋中央卸売市場本場に貸し出す場合がある。その間の駐車場の管理については市との協議による。」と記載ありますが、施設の使用時間外の駐車場の取り扱いについては、貴市での負担をご検討頂きますようお願い致します。	名古屋中央卸売市場本場へ貸出時間中は、市で管理を行います。詳細については協議、調整をお願いします。
126	要求水準書	172	9	1	(5)ア	(ア) b 利用料金を徴収しない施設	貴賓室、特別応接室、プレスルーム、438倉庫の利用（貸出し）にあたっての判断基準はありますか。	438倉庫については、他会議室の予備室として利用しています。貴賓室は全館利用の際の皇室が利用することを想定しています。特別応接室及びプレスルームは、全館利用の際に、利用者から希望があれば、指定管理者の判断で貸出しています。
127	要求水準書	172	9	1	(5)	ア 利用料金収入 b 利用料金を徴収しない施設	貴賓室ゾーンは利用料金を徴収しない施設に分類されていますが、事業者の提案により、利用料金を徴収する施設とすることは可能でしょうか。	貴賓室ゾーンを利用料金を徴収する施設とすることは不可とします。
128	要求水準書	172	9	5	ア	a 利用料金の種類	レセプションホール、展示室も仮設分電盤があり弁償金の対象施設ではないでしょうか。	お見込みの通りです。 要求水準書を修正します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
129	要求水準書	172	9	(5)	ア	c 利用料金の設定	「既存施設及び既存施設に係る附属設備等の利用料金は名古屋国際会議場条例及び同規則に定める基準額に0.7～1.3～」とありますが、基準となる条例は現状のものでしょうか？新たに条例が定められるのであれば、いつ頃を想定されていますでしょうか。	提案時の利用料金は、現状の条例及び同規則に定める基準額に0.7から1.3を乗じて得た額の範囲内としてください。 なお、具体的な時期は未定ですが、将来、条例及び規則を改正した場合は、新たな条例及び規則に基づいてください。
130	要求水準書	173	9	1	(5)	ウ 本事業（指定業務）及び自主事業に係る収支等	経営が厳しいと想定されるレストラン運営ですが、運営収入には、飲食物販事業収入と明記されておりますが、運営支出には飲食物販事業支出というのが明記されておられません。レストランの運営にかかる支出は運営支出に含まれるものと考えてよろしかったでしょうか。	お見込みの通りです。 支出の「管理運営経費」の中に飲食物販事業に係る管理運営経費も含まれます。
131	要求水準書	184	9	3	(9)ウ	レストラン等の運営	3か所のうち仮に年間を通して使用しない施設がある場合は、その使用しない該当施設の使用料の納付は不要という理解でよいでしょうか。また、年間を通して、利用者の希望により不定期で使用する場合の使用料はどのように算出されますでしょうか。	既存のレストランを会議室や展示室等の貸出スペースとして活用する場合、名古屋国際会議場条例を改正し、利用料金の基準額等を規定することになります。 なお、条例に貸出スペースとして規定せず、例えば飲食物販スペース等として活用する場合は、自主事業として取り扱い、事業者は市に対して目的外使用料を支払って頂くことを想定しています。 年間を通して使用しない場合も、不定期で使用する場合も利用料金は年額にて算出します。
132	要求水準書	185	9	2	3	レストラン機能	現在のレストラン3か所のうち、1か所以上は残すとありますが、レストラン機能のみならず建物全体の魅力向上を目的として、レストランの機能を1～5号館のどこかに確保すれば、必ずしも既存の位置と同じではない場所の提案は可能でしょうか。	お見込みの通りです。
133	要求水準書	185	9	2	3	レストラン使用料	レストラン等の運営にあたっては指定管理者として使用料を納付することとありますが、既存の展望レストランやカフェテラスをレストランとして使用せず、例えば倉庫として使用する場合には使用料は生じないという理解で宜しいでしょうか。また、本件について使用料が生じるものと生じないものの区分があればお教えください。	既存のレストランを会議室や展示室等の貸出スペースとして活用する場合、名古屋国際会議場条例を改正し、利用料金の基準額等を規定することになります。 なお、条例に貸出スペースとして規定せず、例えば倉庫などの管理用スペースや共用スペースとする場合は目的外使用料は生じません。 要求水準書(9) 来場者サービス向上のための事業に定める業務（指定業務）及び(11) 事業者が自主事業として実施する事業（自主事業）を行う場合は目的外使用料が生じます。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
134	要求水準書	185	9	3	ウ	レストラン等の運営	レストランを1か所にした場合、残りの2か所には目的外使用料が発生しないと考えてよろしいでしょうか。また、レストラン以外の用途において目的外使用料が発生するのはどのようなケースでしょうか。	No. 133の回答を参照ください。
135	要求水準書	186	9	3	(10)ウ	電力等の供給に関すること	平成30年度、令和元年度の電気料、ガス、水道の料金および参考資料：光熱水費実績をお示しいただいていますが、最新の費用動向を把握するために、令和2年度、令和3年度、令和4年度のそれぞれの単価（契約額）をお示しいただくことはできますでしょうか。	令和2年度、令和3年度の光熱水費は以下のとおりです。 令和2年度：電気77,272千円、ガス23,966千円、水道7,078千円 令和3年度：電気105,602千円、ガス36,773千円、水道10,314千円
136	要求水準書					全般	改修において既設同等とありますが、既存メーカーから変更不可な場所及び改修仕様があればご教示ください。	既存メーカーから変更不可な場所についてはありませんが、電気設備・機械設備については「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）（一社 公共建築協会）」に記載の機材等について、該当の機材等に掲載されているメーカーに限るものとします。改修仕様については「機能、性能、意匠の全ての面において既設と同等以上」となるように選定してください。
137	要求水準書 別紙2	5				遵守すべき法令等	「愛知県及び名古屋市における設計基準・指針等」には建築工事に関する仕様と土木工事に関する仕様（土木工事標準仕様書・工事共通構造図・土木工事共通特記仕様書・土木工事標準積算基準書等）とが列挙されています。土木工事に関する仕様が適用される対象箇所をご明示頂きますようお願いいたします。	改修については既存仕様が建築であれば建築基準に準拠、土木であれば土木基準に準拠とします。既存仕様の確認にあつては、既存図面を参考としてください。新設については、事業全体として関連するものを列挙しており、事業者の提案内容により該当するものを遵守することとします。
138	要求水準書 別紙6					配置イメージ図 (第4立体駐車場 (仮称))	「既存駐車場は、杭、地下躯体を含め全て撤去し」とありますが、現実として全て撤去は難しいと考えます。必要駐車台数を確保した計画とした場合、貴市と協議の上、既存残置とした計画としても宜しいでしょうか。	既存駐車場は、原則として、杭、地下躯体を含め全て撤去とします。ただし、現地調査等の結果、既存の一部を残置することが全撤去することより機能上等有効であることを事業者が証明し、市が認めた場合は、既存の一部残置に関する協議を行うことは可とします。なお、既存の一部残置に関する協議の結果、既存残置となった場合は、残置した杭及び地下躯体等の撤去・処分に必要となる費用を増減の精算対象とするものとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
139	要求水準書 別紙6					配置イメージ図 (第4立体駐車場 (仮称))	「既設4号館を減築する場合は、構造安定性について検討を行い」とありますが、具体的に何を実施する事を指すのかご教示ください。	減築後において、建築基準法等の必要となる構造基準に適合することを確認してください。
140	要求水準書 別紙8	1				展示室特記事項	1階展示室内へ4tロングトラックが入る出入口を設置するとありますが、内装床材がタイルカーペットであるため、展示室内へ車両の入る目的と頻度をご教示ください。	学会等の併設展示等における展示物の搬出入等を想定しており、トラックが入る場合は養生を行うことを想定しています。 頻度については、要求水準書・参考e「名古屋国際会議場利用状況」をご参照頂くとともに、事業者の運営計画によるものと考えます。
141	要求水準書 別紙8	1				共通事項	1階、3階展示室の対応が出来るように、2階に施設スタッフ控室の設置が必要ではないでしょうか。	事業者の提案によります。
142	要求水準書 別紙8	1				共通事項	監視カメラは管理事務所、クルー控室、SHクルー控室、5号館会館スタッフ控室、主催者控室など各控室での視聴も必要でしょうか。	事業者の提案によります。
143	要求水準書 別紙8	2				ホワイエ	ホワイエに吹き抜けが必須となっているが、吹き抜けを設ける事で有効スペースが手狭になり、人の滞留が想定されますが吹き抜けを必須とする意図をご教示ください。	吹き抜けの存在にかかわらず、1階と3階のホワイエの面積は各々600㎡以上としています。また、5号館の延べ床面積は、「12,900㎡以上の98%以上100%以下とし、できる限り100%に近づけること。」としているため、過大に広くすることはできません。確保する面積は、変わらないので、より開放的で、上下階の空間的なつながりができるように吹き抜け空間を確保してください。
144	要求水準書 別紙8	3				5号館 2階会議室 兼控室	ワイヤレスマイクは赤外線以外(例:電波式)は認められないのでしょうか。	ワイヤレスマイクを電波式に修正します。
145	要求水準書 別紙8	5				特記事項	主催者用トイレ、バックヤード用トイレを分けて記載がありますが、分離する主旨をご教示ください。	別紙8の「室の使い方」「特記事項」を満足し、運用上支障がなければ、分離するかどうかは事業者の提案によります。
146	要求水準書 別紙12	26	2			2号館 2階・3階倉庫	2階(221/223/224)、3階(231/233/234)は「既設のままとする」と記載がありますが、1階倉庫のみ天井更新する認識でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
147	要求水準書 別紙12	26	2			2号館 2階・3階倉庫	倉庫226/235/236の記載がありませんが、仕様書内に5号館含め代替となる部屋が見当たりません。代替の部屋をご教示いただけないでしょうか。	2号館2階と3階の南西角にある倉庫は、5号館との接続に使うものと想定しています。内装は事業者の提案によりますが、原則として既設ロビー(1)と同等とお考えください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
148	要求水準書 別紙12	26	2			2号館 2F調整室 (1) 3F調整室	2階の調整室の更新内容は天井を既設同等で更新、 3階の調整室の更新内容に床・天井・巾木を既設同等で 更新とあります。同仕様の部屋ですが、この差異の理 由をご教示いただけないでしょうか。	特に現況に差違は無く、設備更新にともなう天井の張 り替えだけで良いので、3階の調整室の要求水準を修正 します。
149	要求水準書 別紙24					雨水排水経路図	ボックスカルバートから敷地北側へ放流する別途工事 (将来計画)の内容をご教示願います。	現在は下水道排水可能量より超過した分を堀川へ排水 していますが、将来、敷地北側の下水道への排水が可 能になった場合(下水道本管の更新などの場合)に敷 地北側の下水本管排水することを想定しています。
150	要求水準書 別紙17	1				吊り機構 1階展示室バトン 固定バトンA	ライトバトンが固定であればメンテナンス、トラブル 対応のため2台程度の電動昇降リフターは必要ではな いでしょうか。	事業者の提案によります。
151	要求水準書 別紙17 別紙21	1				吊り機構 1階展示室バトン 電動スクリーン	1階、3階に計8台電動スクリーン(200インチ以上)を 設置するとの記載がありますが、別紙21のバトン図に スクリーンの記載がありません。スクリーンの具体的 な設置場所をご教示いただけないでしょうか。	事業者の提案によります。
152	要求水準書 別紙17	1				吊り機構 1階展示室バトン 電動スクリーン	全スパン、2分割時には200インチ電動スクリーンでは サイズが小さいのではと思っております。全スパン、2 分割で展示室を使用する場合は、大きなサイズのスク リーンの持込を想定されてますでしょうか。	事業者の提案によります。
153	要求水準書 別紙17	2				800MHz ワイヤレス 受信機	ワイヤレス受信機を各フロア毎に6波設置と記載があり ますが、展示室を4分割使用時は各室に2波ずつ設置し 計8波必要ではないでしょうか。	1.9GHzと併用してください。
154	要求水準書 別紙17	2				移動式ワゴン卓	必要なスペックを具体的にご教示ください。	「内容(仕様等)」に記載のとおりです。
155	要求水準書 別紙17	18				音響備品 800MHz 帯ワイヤレ スマイク	ワイヤレスマイクが各フロア4分割した場合に均等に使 用できない個数になっています(各フロア6本)。不足 する分を増やすことは可能でしょうか。	1.9GHzと併用してください。
156	要求水準書 別紙17	19				映像備品 ビデオプロジェク ター	予備機は必要でしょうか。	事業者の提案によります。
157	要求水準書 別紙17	20				設備備品 液晶テレビ	施設スタッフ控室にもモニター用の液晶TVは必要では ないでしょうか。	事業者の提案によります。
158	要求水準書 別紙17					デジタル技術	入場者カウントシステムとは入口で来場者数をカウン トするシステムのことでしょうか。	お見込みの通りです。
159	要求水準書 別紙18	1				センチュリーホー ル バトン	電動バトンとSUSの耐荷重をご教示ください。	固定荷重を除く積載荷重は、電動の吊物バトンが 1ton、第2サスが1025kg、第3～第5サスが925kgです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
160	要求水準書 別紙18	1				センチュリーホール ボタン	ボタン（単管）は既設流用とありますが、更新は不要 でしょうか。	既設流用とします。 ただし、更新を妨げるものではありません。
161	要求水準書 別紙18	2				イベントホール ボタン	ボタン（単管）は既設流用とありますが、更新は不要 でしょうか。	既設流用とします。 ただし、更新を妨げるものではありません。
162	要求水準書 別紙20	18	7			映像機器 プロジェクター	「更新はDLPの全て及び液晶12000lmを既設同等で更 新。タラリアは廃棄、その他は既設のまま残置とす る」と記載がありますが、スペックが古いものを残置 する理由をご教示ください。	新規購入のものが壊れた場合のバックアップ用と考 えております。
163	要求水準書 別紙20	11	4			国際会議室 天井スピーカー	「会議場全体をカバーするスピーカーを前面に設ける 場合は省略も可とする」とあるが、天井スピーカーは 必要ではないでしょうか。	国際会議室全体をカバーする適正な音環境を確保でき ることを事業者が証明し、市が認めた場合は、天井ス ピーカーの省略を可とします。ただし、非常放送用ス ピーカーは現行の消防法の設置基準を満たすように設 置が必要になります。
164	要求水準書 別紙21					3階ボタン配置	LBとBBがクロスしている箇所があります。図面の間違 いではないでしょうか。	BBを分割してください。
165	要求水準書 別紙26	1				什器備品リスト (既存施設)	リストの最上部に「設計の際に、実際の備品類を確認 し、劣化状況により更新するもの、更新しなくても良 いと思われるものを整理する」とありますが、設計の 際に「更新するもの」となった備品の費用は貴市負担 という認識で宜しいでしょうか。	サービス購入料（施設整備）に含まれます。
166	要求水準書 別紙27	1				什器備品リスト（5 号館（仮称）・第 4立体駐車場（仮 称））	リストの最上部に「2026年（令和8年）4月1日時点にお いて、原則として購入後25年以上経過するもの、及び25 年を経過していなくても劣化が激しいものを更新対象 とする。（太字のもの）」とありますが、当該項目に おいて入札金額に見込むのは上記金額と考えてよろし いでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、「設計の際に、実際の 備品類を確認し、劣化状況により更新するもの、更新 しなくても良いと思われるものを整理する」に関する 費用も見込むものとします。
167	要求水準書 別紙28	1				寄贈品等一覧	寄贈品等一覧表に記載の項目について、各々の所有者 を教えてくださいませんか。	寄贈品等の所有者は名古屋市となります。
168	基本協定書（案）	4			第9条 （業務の委託等）		別紙4記載の期限を目途に、各業務に関する業務委託契 約を締結せしめ、とありますが、別紙4は空欄となっ ています。締結時期は事業者の提案により定めるとい う理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
169	基本協定書（案）	4			第8条 第1項	事業契約の不締結	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂きますようご検討をお願い致します。本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性があります。	事業の安定性及び事業継続性を長期間に渡って確保できる事業者と契約するために設けた条文であることから、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定するとはしません。
170	基本協定書（案）	4			第8条 第2項	事業契約の不締結	「第6条の規定にかかわらず、事業者と市との間の事業契約が成立するまでに、構成員又は協力企業が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合には、市は、事業契約の仮契約を締結せず、又は事業契約を成立させないことができる」とありますが、入札説明書では「落札決定まで」とされています。事業契約成立までは長すぎるため、入札説明書通りとして頂けないでしょうか。	基本協定書（案）第8条第2項は、入札説明書第5「5落札者の決定・公表」（P24）に規定した落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更に対応したものであり、齟齬はありません。なお、入札説明書第3「1（5）応募者の構成員等の変更」（P15）は応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準を定めたものです。
171	基本協定書（案）	5			第10条 第2項	事業契約の不調の場合の処理	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	一般的な建付けであり、原文のままとします。
172	基本協定書（案）	5			第10条 第2項	事業契約の不調の場合の処理	事業契約締結までの違約金が契約金額（税込）の100分の10とございますが、本件は契約金額が大きいため、他案件と比較し高い設定となっておりますので、契約金額（税込）の100分の5に変更いただけませんか	原文のままとします。
173	基本協定書（案）	5			第11条	事業契約締結後に判明した不正行為に係る違約金	事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	事業契約締結後、落札者が、本事業の入札手続について事業契約第79条第1項第9号に該当することが判明した場合の違約金は、事業者ではなく落札者に請求することができるものと整理しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
174	基本協定書（案）	5			第11条	事業契約締結後に判明した不正行為に係る違約金	基本協定書第15条には、有効期間として「第10条から第13条まで～本基本協定の有効期間終了後も存続する」とありますが、11条の違約金の有効期間は事業契約締結からいつまでかをお教えてください。	基本協定書（案）第15条のとおり、基本協定の有効期間終了後も存続します。
175	基本協定書（案）	5			第11条	事業契約締結後に判明した不正行為に係る違約金	「本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を、落札者に請求できるものとし」とありますが、事業契約第79条第4項の違約金とどちらが適用されるのでしょうか。	事業者と市との間の事業契約締結後、落札者が、本事業の入札手続について同契約第79条第1項第9号に該当することが判明した場合の違約金は、基本協定書（案）第11条の違約金が適用されます。
176	基本協定書（案）	5			第11条	事業契約締結後に判明した不正行為に係る違約金	「落札者が、本事業の入札手続について同契約第79条第1項第9号に該当することが判明した場合には、 <u>同契約の解除のいかんにかかわらず</u> 、市は、 <u>本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を、落札者に請求できるもの</u> 」とありますが、事業契約を解除しない場合でも、落札者は違約金を支払わなければならないということでしょうか。 また、事業契約書（案）第79条には、「 <u>本事業契約が解除された場合、…サービス購入料（整備業務）…の100分の10に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う</u> 」とありますが、契約解除となった場合、前段の基本協定書に基づく違約金と事業契約に基づく違約金のいずれも支払わなければならないのでしょうか。	事業者と市との間の事業契約締結後、落札者が、本事業の入札手続について同契約第79条第1項第9号に該当することが判明した場合には、同契約の解除のいかんにかかわらず、市は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を、落札者に請求できるものとしします。 なお、上記により事業契約を解除せず、その後、事業契約第79条第4項に基づいて事業契約が解除された場合については、違約金を重複して請求することはありません。
177	基本協定書（案）	5			第12条	秘密保持	(9) 名古屋市情報公開条例に基づき情報開示する場合、事業者との協議を経て、承諾を得たうえで開示することとしていただけないでしょうか。	情報公開請求の制度上、公開前に書類作成者へ公開内容に係る意見照会を行いますので、その際に非公開部分について意見いただきますようお願いいたします。なお、意見照会後の本市の公開内容の決定に不服がある場合は、不服申立ていただくことも可能です。
178	事業契約書（案）	2			第6条 第3項	構成員及び協力企業等の使用	第3項において、「事業者は、各本件業務にかかる構成員又は協力企業を変更又は追加してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の承認を得た場合はこの限りではない。」との記載がありますが、金融・財務・会計・税務・法務等の専門家とSPCが直接、税務顧問契約や監査契約等の契約を行う場合、当該専門家は協力企業には該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
179	事業契約書（案）	2			第6条 第4項	構成員及び協力企業等の使用	「構成員又は協力企業その他の第三者への業務の委託及び請負は、本事業契約及び本事業関連書類において許容される範囲において」とありますが、許容される範囲をご教示ください。	本事業契約書及び本事業関連書類に記載の通りです。
180	事業契約書（案）	3			第9条 第1項	第三者に生じた損害	「事業者が各本件業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。」との記載については、事業者が善管注意義務を果たしていた場合にはこの限りではないという理解でよろしいでしょうか。	善管注意義務を果たすことを前提として、本事業契約書に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければなりません。
181	事業契約書（案）	4	1		第11 条	（業務計画書の作成）	業務計画書は、各本件業務について、各事業年度の開始日の60日前までに作成するとありますが、運営業務、維持管理業務の初年度は、開業準備業務、維持管理業務、運営業務をすべて60日前に提出する必要がありますでしょうか。維持管理と運営は、開業前60日前でよろしいでしょうか。	初年度の維持管理業務及び運営業務については、開業の60日前までに提出とします。 なお、開業準備業務については、各事業年度の開始日の60日前までに作成ください。
182	事業契約書（案）	4	1		第12 条	（業務報告書の作成）	年次業務報告書の提出期限につき、「事業年度終了後10開庁日までに」とあるが短期間のため、1ヶ月以内に変更していただくことを希望します。3月の光熱水費、通信費の金額が4月初旬となるため収支実績がこの時期には提出が難しいと考えますがいかがでしょうか。（要求水準書171ページ（4）ウ との整合性）	運営業務の年次業務報告書は、事業年度終了後10開庁日までに提出することとし、要求水準書を修正します。 なお、事業者の会計処理上、提出が困難な場合、提出時期について都度協議できるものとします。
183	事業契約書（案）	5	1		第12 条第3 項	業務報告書の作成	「事業者は維持管理運営業務の実施中、毎年度、翌年度以降に4の規定により」とありますが、4の規定とは何かご教示ください。	「4の規定により」を「第65条第4項の規定により」に修正します。
184	事業契約書（案）	5			第12 条第4 項	業務報告書作成	「4の規定」との表記がございますが、4とは何を指すものかご教示頂けないでしょうか。	No. 183の回答を参照ください。
185	事業契約書（案）	6	1		第16 条第3 項	臨機の措置	「通常の管理行為を超えるものとして事業者がサービス購入料の範囲において負担することが適当でない」と認められる部分」との記載については、「通常の管理行為を超えるものとして事業者がサービス購入料の範囲において負担することが適当でない」と合理的に認められる部分」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
186	事業契約書（案）	7	2		第18条 （事業用地及び既存施設の使用）	第3項の文末の「無償貸与する。」は「無償貸与される。」の間違いでしょうか。	お見込みの通りです。事業契約書（案）を修正します。	
187	事業契約書（案）	7	19		第19条 （契約終了時の取扱）	事業用地および既存施設の全部又は一部が不用となった場合において、・・・事業者の負担により、・・・当該事業用地及び既存施設を現状に修復し、市に明け渡さなければならない。とありますが、「不用」の判断をご教示ください。	事業者は、事業期間において、各本件業務の履行に必要な限度で、事業用地又は既存施設の全部または一部に市所有でない物件を設置することができますが、本事業契約の終了にともない、当該物件を使用した業務の履行が必要ではないと市が判断した場合をいいます。	
188	事業契約書（案）	7	2		第20条 第1項 事業用地及び既存施設の契約不適合責任	「市は、事業用地の土壌汚染に係る契約不適合に関する責任を、一切負担しないものとし、土壌汚染に関する処分等に係る費用は事業者が負担する。」とありますが、調査をしないと不明であることから、隣地から想定した数量等以上に対策が必要になった場合には精算して頂きますようお願いいたします。	当該事業については、隣接地の状況を参考に、事業者の判断により必要となる費用について事業費に計上してください。	
189	事業契約書（案）	7	2		第20条 第1項 事業用地及び既存施設の契約不適合責任	「なお、…市は、事業用地の土壌汚染に係る契約不適合に関する責任を、一切負担しないものとし、土壌汚染に関する処分等に係る費用は事業者が負担する。」との規定がございますが、公開されております公告資料及び目視による現地調査からでは事業者が善管注意義務を果たしても想定することが困難な土壌汚染が確認された場合には、それに伴い必要と認められる請負代金と工期の変更を行うことをお認めいただけませんか。	工期の変更については、協議に応じますが、この場合も市の責めに帰すべき事由にはあらず、増加費用及び損害について、第39条第1項の適用はありません。	
190	事業契約書（案）	7	2		第20条 第2項 事業用地及び既存施設の契約不適合責任	「事業者が第26条で定める事前調査業務を十分かつ必要な時期に実施したこと、かつ、杭、基礎等の計画による合理的な調整によってもなお当該地中障害物の撤去が不可避であることを事業者が証明した場合は、市及び事業者は、協議により合意した割合で当該地中障害物の撤去及び処分に係る費用を市が負担する」との記載について、事前調査に事業者の過失がなく、かつ、障害物の撤去が不可避であることを事業者が証明した場合には原則事業者の負担はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。	

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
191	事業契約書（案）	7	2		第20 条 第2項	事業用地及び既存 施設の契約不適合 責任	「事前調査業務を十分かつ必要な時期に実施」の判断 基準が曖昧です。事業者が入札図書を踏まえて予測で できない事項は市のリスク負担をお願いします。	原文のままとします。
192	事業契約書（案）	7	2		第20 条 第2項	事業用地及び既存 施設の契約不適合 責任	事業を進めるにあたり、埋蔵文化財の立会調査が必要 となった場合、調査業務は名古屋市の委託することに なるのでしょうか。もしくは受注者側で対応すること になるのでしょうか。また、それぞれの場合の費用 は、リスク分担と同様、名古屋市の負担となるので しょうか。	調査業務は事業者の対応とします。 また、費用については、事業者との協議により合意し た割合で市が負担するものとします。
193	事業契約書（案）	7	2		第20 条	事業用地及び既存 施設の契約不適合 責任	対象地内に不法投棄物等が存した場合などは、本項の 「契約不適合が、入札説明書等から合理的に推測し得 ない埋蔵文化財及び地中埋設物等」に含まれるという 理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
194	事業契約書（案）	11			第28 条	基本設計図書及び 実施設計図書の提 出	貴市における基本設計図書・実施設計図書の確認結果 にかかる通知は、書面にていただけるものと理解で よろしいでしょうか。	市の確認結果については、要求水準確認報告書等に記 載することにより通知するものとします。
195	事業契約書（案）	12	4	1	第29 条	(設計変更)	設備等の中には現場調整を経て細かな配置や仕様詳細 を定める必要があるようなものも多く、実施設計完了 後の現場調整により、多少の設計変更や調整がなされ るケースがごく一般的に考えられます。それらすべて に対して費用の増減によるサービス対価等の調整が発 生すると、現場での細やかな調整のハードルとな り、運営者が設計・建設段階から関与するメリット が大きくそがれかねません。本条項に関しては、影響 の大きそうな事項に限るなど、内容についてご再考い ただくことは可能でしょうか。	原文のままとします。
196	事業契約書（案）	12	4	1	第29 条 第3項	設計変更	設計変更に伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費 用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディング コストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょ うか。	お見込みの通りです。
197	事業契約書（案）	12	4	1	第29 条 第1項	設計変更	市が設計図書の変更を求めた場合、「通知受領後15日 以内にその結果を通知しなければならない」とありま すが、事業者の長期休暇期間等と重なった場合、対応 が難しい可能性が高いと考えます。 「通知受領後15営業日以内」にご変更いただけないで しょうか。	原文のままとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
198	事業契約書（案）	12	4	1	第30条	法令変更等による設計変更等	第4項において、「第2項の規定による設計変更に起因して本施設の引渡しの遅延が見込まれるときは、市と事業者が協議の上、本引渡予定日を変更することができる。」との記載がありますが、設計変更以外での引渡日の変更は御座いますでしょうか。	事業契約書（案）第28条第5項(1)、第34条第6項、第37条第2項の場合のほか、第38条「工期の変更」等の事由が想定されます。
199	事業契約書（案）	13	4	2	第31条	建設業務の実施	第3項において「事業者は、建設業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができるものとし」とありますが、貴市の承諾なく事業者にて判断して良いと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第31条第3項のとおり、建築業務については事前の市の承諾は必要ありませんが、建築業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせた場合、速やかに市にその旨通知するものとします。
200	事業契約書（案）	13	4	2	第34条	本工事に伴う近隣対策	第4項において、「事業者は、自らの責任及び費用負担において、近隣説明会等を実施し、近隣住民等から本工事の工程等についての了承を得るものとする。」と記載ありますが、本項の規定は、近隣住民等全員から了承を得るという趣旨ではなく、「合理的な範囲で」近隣住民等から了承を得るという趣旨と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
201	事業契約書（案）	15	4	2	第37条	工事中止等	市が本工事を中止させた場合に負担する合理的な増加費用には、合理的な範囲の金融費用も含むとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
202	事業契約書（案）	15	4	2	第37条	工事中止等	本工事中止の原因又は端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、本引渡予定日は変更されると理解してよろしいでしょうか。	同第2項の通り、必要と認められた時に限ります。
203	事業契約書（案）	15			第37条 第3項	工事中止等	工期の施工の中止又はその続行に起因したことに伴い、貴市にご負担をいただく増加費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
204	事業契約書（案）	15			第39条 第1項	工期の変更による費用の負担	工期の変更に伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
205	事業契約書（案）	17	4	2	44条	本施設の引渡し	第3項において、「市名義での登記（表示登記及び所有権保存登記）を行うものとし」とありますが、貴市が職権で登記を行うのに必要な作業を行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
206	事業契約書（案）	17			第45条 第1項	本施設の引渡し遅延による費用負担	本施設の引渡し遅延に伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
207	事業契約書（案）	17	4	2	第45条	本施設の引渡し遅延による費用負担	現在、世界的な半導体不足により各種ネットワーク機器、産業用機械が不足しております。この現象は数年前までは全く予測出来なかった状況です。将来このような状況が発生し、引渡しが遅れざるを得ない場合は不可抗力とみなされるのでしょうか。	その時点での具体的な事情に基づいた判断となります。
208	事業契約書（案）	20	5	3	第52条	（光熱水費等の負担）	開館準備業務中の光熱水費は事業者の負担とありますが、この期間の業務場所は事業者が用意し、その経費も事業者が負担するということとなりますでしょうか。別途貴市が提供される業務場所などはございますか？	お見込みの通りです。 なお、事業契約書（案）第18条「事業用地及び既存施設の使用」の通り、事業期間において事業用地及び既存施設の使用を認めます（その他の提供する場所はありません。）。
209	事業契約書（案）	21			第54条 第1項	開館準備業務の遅延による費用負担	開館準備業務完了確認が供用開始予定日より遅延したことに伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
210	事業契約書（案）	24			第63条	納付金等	①納付金の納付時期について、例えば支払対象期間が「令和8年7月～令和9年3月」であれば、令和9年3月に一括で納付するのでしょうか。または、支払対象期間中に分割での納付となるのでしょうか。 ②納付金の納付時期が事業者の提案となる場合、支払対象期間の翌年度の第一四半期中というご提案でもよろしいでしょうか。	納付金の納入時期は、毎年5月20日までに、市より事業者へ送付する納付通知書により一括での支払いとなります。 なお、事業契約書（案）別紙10「納付金の支払い（金額の算定方法及び納付期限）」に記載している基本納付金及び変動納付金の納入時期を「毎年5月20日まで」に修正します。
211	事業契約書（案）	24	6		第64条	（利用料金）	条例の基準料金は、維持管理運営業務の開始から事業終了まで固定ですか。社会情勢の変化等による見直しの可能性はあると考えてよろしいですか。	事業契約書（案）第64条第3項のとおり、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により利用料金等を見直す必要があると認められる場合は協議の上、利用料金等を変更することができるものとします。
212	事業契約書（案）	24	6		第65条	（修繕等）	長期修繕計画書を毎年変更するとありますが、本事業期間中の長期修繕を対象とするもので、事業期間終了後の計画については第68条の第2項に記載のものを除き、本業務外という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
213	事業契約書（案）	25	6		第67条	（技術革新等に伴う新技術の導入）	本件により、事業者が負担するのは、新技術の導入により実際に発生したコストから、既設同等水準の設備で更新した場合の想定導入コストを引いた差額を負担するという理解でよいでしょうか。	供用開始前まではその想定となりますが、供用開始後に導入した場合は、新技術の導入にあたって実際に発生したコスト全額を事業者が負担することになります。
214	事業契約書（案）	27	7		第72条	（使用料）	当該使用料は貴市で毎年設定する行政財産の目的外使用料をお支払いするイメージで間違いないでしょうか。 例えば、センチュリーホールの場合の使用料は以下のとおりでよろしいでしょうか。 利用案内に記載のある面積（2,360㎡）×目的外使用料×日数	条例で利用料金が定められているホール及び会議室等を利用する場合は、その利用料金を支払ってください。 なお、それ以外の場所を使用する場合は、お見込みの通りです。
215	事業契約書（案）	27	7		第73条	（自主事業の一部又は全部の終了）	冒頭「自主事業期間にわたり」の自主事業期間は指定管理期間の認識でよろしいでしょうか。	維持管理期間及び運営期間となります。
216	事業契約書（案）	32	10	2	第79条 第7項	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市における買い取りの対象となる本工事の出来形には、貴市の確認を受けた設計図書も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
217	事業契約書（案）	32	10	2	第79条 第7項	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市における買い取りの対象となる本工事の出来形には、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
218	事業契約書（案）	32	10	2	第79条 第7項	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「市が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、本工事の出来形部分が存在する場合、…買い取ることができる。」との規定がございますが、民法第634条柱書及び第2項を根拠に、注文者（貴市）の帰責性の有無にかかわらず出来形部分の買い受けるものとし、事業者は注文者（貴市）が受ける利益の割合に応じて報酬を請求できるものとの理解でよろしいでしょうか。	条文に規定の通りです。
219	事業契約書（案）	32	10	2	第79条 第7項	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 217の回答を参照ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
220	事業契約書（案）	32	10	2	第79 条 第8項	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	金融機関が建設期間中にSPCに対し融資を行う際には、貴市からSPCが受領する整備業務のサービス購入料が唯一の返済原資となります。社会通念上の不利益とならないよう、本施設の出来形部分が既に存在する状況においては、本項に基づく原状回復請求はなされない理解でよろしいでしょうか。	条文規定の通りであり、出来形部分が存在する場合でも、買い取るか否かは市の裁量による判断となります。市が出来形部分を買取らない場合、事業契約書（案）第79条第8項のとおりとします。
221	事業契約書（案）	32			第80 条 第5項	本施設引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約解除に伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
222	事業契約書（案）	35			第83 条 第5項	本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	SPCがプロジェクトファイナンスを調達する場合、金融機関より事業期間に亘る違約金相当額の預金リザーブを要求されます。違約金は当該解除された日が属する事業年度の基本納付金相当額とされておりませんが、基本納付金額は年度毎に異なり、加えて5年毎に見直しが行われるものです。将来的に違約金が大きく変動する可能性があるため、SPCに多大な資金負担が発生し、結果的に入札コストの増額要因となることから、維持管理運営期間中に違約金額が変動しない建付けとして、違約金＝維持管理運営開始初年度における基本納付金額にご修正をいただけないでしょうか。	基本納付金の見直しについては、5年間の利用料金収入の実績の合計を5年間の利用料金収入の計画値の合計で除した割合を変動分としています。そのため、基本納付金が大幅に増額で見直しされる場合は、その分直近5年間の利用料金収入も増加していることから、多大な資金負担が発生するとは考え難いため、事業契約書（案）の記載のとおりとします。
223	事業契約書（案）	36			第84 条 第5項	本施設引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業契約解除に伴い、貴市にご負担をいただく追加的な費用には、合理的な金融費用（ブレイクファンディングコストを含む。）も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
224	事業契約書（案） 別紙1	64				【その他の用語】	不可効力には疫病も含まれていますでしょうか。	疫病も、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止しえない場合等は、不可抗力に含まれます。
225	事業契約書（案） 別紙6	54				2 サービス購入料について ア 一時払分 b. 支払方法	サービス購入料A-1について、設計・建設期間中の各年度の出来高80%を年度終了後に貴市よりお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
226	事業契約書（案） 別紙6	54		2	ア	サービス購入料A-1 の算定方法と支払い 方法	「設計・建設及び工事監理業務並びに設計・建設期間 に係る統括管理業務に要する費用の合計額の80%をサー ビス購入料A-1とする」とあり、「事業者は設計・建設 期間の各年度末までに、市による中間確認が完了した 場合は当該年度終了後、完工確認が終了した場合は完 了後、速やかに市に請求書を提出する」とありますが、 各年度末毎に当該業務の総提案費用の80%を上限に 出来高払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。 その場合、1回の出来高払い額は、各出来高払い額の 80%なのか、総額80%に達するまで満額の出来高払いを 頂けるのかをお教えてください。	①No. 225の回答を参照ください。 ②各出来高払い額の80%とします。
227	事業契約書（案） 別紙6	54		2	ア	サービス購入料A-1 の算定方法と支払い 方法	「b. 支払方法」について「事業者は、設計・建設期間 （令和5年度から令和7年度まで）の各年度末まで に、市による中間確認が完了した場合は当該年度終了 後、完工確認が完了した場合は完了後、速やかに市に 請求書を提出する。」と記載ありますが、中間確認の 実施時期は各年度末の3月末頃と考えてよろしいでしょ うか。仮に、2月等に前倒して実施した場合は3月末に 完了予定分を見込んでお支払いいただけないでしょ うか。	お見込みの通りです。 なお、当該年度業務が3月末よりも前倒して完了した場 合は、当該年度中に支払うこともできますが、完了予 定分を見込んでの支払いはいりません。
228	事業契約書（案） 別紙6	56		2	(3)	維持管理業務の修 繕業務に係る対価	「上記以外において、1件300万円以下の小規模なも の」は提案時にいくら見込めばよろしいでしょうか。	提案時には、精算対象経費の対象となる修繕費は見込 まないでください。 なお、精算対象経費の上限金額は、毎年度締結する指 定管理年度契約書のなかで規定します。
229	事業契約書（案） 別紙6	54	2	(1)	ア	一次支払分： サービス購入料A-1	サービス購入料A-1については、令和5年度～令和7年度 における各年度の「設計・建設及び工事監理業務並び に設計・建設期間に係る統括管理業務に要する費用」 の80%で試算するのではなく、合計額が80%になればよ ろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
230	事業契約書（案） 別紙6	54	2	(1)	ア	一次支払分： サービス購入料A-1	「設計・建設及び工事監理業務並びに設計・建設期間 に係る統括管理業務に要する費用」の合計額の80%には 消費税も含まれておりますでしょうか。	お見込みの通りです。 事業契約書（案）P59「4. 支払金額及び支払いスケ ジュール」の表を参照ください。
231	事業契約書（案） 別紙6	54	2	(1)	ア	一次支払分： サービス購入料A-1	本事業において、サービス購入料A-1の減少に伴う金融 機関への事務手数料等の追加費用が発生するときは事 業者負担、割賦料増加に伴う利息増加分につきましては は貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。	協議によるものとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
232	事業契約書（案） 別紙6	54	2	(1)	イ	割賦支払分： サービス購入料A-2	割賦元本の消費税は各返済元本金額に対する消費税の累計で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
233	事業契約書（案） 別紙6	54	2	(1)	イ	割賦支払分： サービス購入料A-2	基準金利はTONAベース10年物となっていますが、10年後に金利の見直しはされるのでしょうか。	事業契約書（案）P65（2）金利変動による改定に規定しているとおり、本事業では、令和18年4月1日（改定基準日）に基準金利の見直しを行うものとします。
234	事業契約書（案） 別紙7	64			イ	サービス購入料の 改定方法	『「都市別指数（名古屋）：構造別平均RC」の「建築」「設備」』とありますが、様式6-4（1）～（6）の区分に応じて適用するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
235	事業契約書（案） 別紙7	64			ウ	改定方法	昨今の建設物価の変動は非常に大きく、月単位で大きく変動しています。「契約締結日の属する月」では、提案書提出時点からの物価変動リスクがカバーできません。「提案書提出日が属する月」と変更していただけますでしょうか？	原文のままとします。 ただし、著しい物価上昇により本事業を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、協議には応じるものとします。
236	事業契約書（案） 別紙7	64			ウ	改定方法	昨今の建設物価の変動は非常に大きく、月単位で大きく変動しています。「本施設等の着工日が属する日」まででは、着工後の物価変動リスクがカバーできません。工事種目によっては、工事着工後も物価変動による改定をお認めいただけますでしょうか？	原文のままとします。 ただし、著しい物価上昇により本事業を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、協議には応じるものとします。
237	事業契約書（案） 別紙7	64				サービス購入料の 改定	サービス購入料A-1及びA-2について、契約締結日の属する月と着工日の属する月を比較して物価変動がある場合が改定の対象となっております。本件の入札から着工までにも、物価変動が生じる可能性があります。昨今の物価高騰を踏まえると、物価変動リスクの負担が現状のままでは入札が難しくなることから、入札から着工までの物価変動も改定の対象としていただくようお願い致します。	No. 235の回答を参照ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
238	事業契約書（案） 別紙7	64				サービス購入料の 改定	サービス購入料A-1及びA-2について、契約締結日の属する月と着工日の属する月を比較して物価変動がある場合が改定の対象となっております。 着工後であっても物価変動が生じる可能性があり、着工から竣工までには相当の年月を要します。昨今の物価高騰を踏まえると、物価変動リスクの負担が現状のままでは入札が難しくなることから、着工から竣工までの物価変動も改定の対象としていただくようお願い致します。	No. 236の回答を参照ください。
239	事業契約書（案） 別紙7	65		3	(1)	サービス購入料Bの 改定	物価変動による改定について対象となる費用と参照指標は『「毎月勤労統計賃金指数」と「企業向けサービス価格指数」諸サービス』とありますが、どのように区分するのかご教示ください。	労務費に関しては「毎月勤労統計賃金指数」、労務費以外は「企業向けサービス価格指数」諸サービスを参照指標とします。
240	事業契約書（案） 別紙7	66		4	ア	物価変動による改 定	『「都市別指数（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（名古屋）：構造別平均RC」の「建築」「設備」とありますが、様式6-6（1）（2）の区分に応じて適用するという理解でよろしいでしょうか。』	お見込みの通りです。
241	事業契約書（案） 別紙7	64				サービス購入料の 改定方法	昨今の建設資材等の高騰が続いている状況を鑑み、「契約締結日の属する月」ではなく、「提案書提出日の属する月」と本施設の着工日の属する月の指標値を比較して申し入れを行うことに変更いただけないでしょうか。	No. 235の回答を参照ください。
242	事業契約書（案） 別紙8	67				法令変更による費 用の負担割合	法令変更による費用の負担割合として、本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令等の制定・改正の場合は市が100%負担とありますが、例えば設備の法定検査回数が増加した場合は特別に影響を及ぼす法令等の改正に入るのででしょうか。1回の費用は僅かでも、長期間による事業であることからトータルでは多額な費用となります。そのため、入札時点との法令による変更点についての増減はご対応いただけますようお願いいたします。	事業契約書（案）別紙8において、事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律は、本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令等に含まれないと定義しています。 そのため、設備の法定検査回数が増加するような法令変更は、事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更にあたりと解され、事業者が当該増加費用を負担するものとします。 ただし、当該法定検査回数の増加が、本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令等の制定・改正にともなうものと判断される場合は、この限りではありません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
243	事業契約書（案）	71	別紙 10	1		基本納付金の金額・見直し時期	「5年ごと（令和13年4月、令和18年4月、令和23年4月）に変更するものとする」とありますが、前5年間の実績で後5年間の金額が固定されるのは硬直的と考えます。毎年見直しを行う方が双方にとって公平と考えますが、貴市のお考えをご教示ください。	基本納付金について毎年見直しを行うと、効率的運営や収益向上に向けた動機付けが低下すると考えました。ただし、20年間固定すると事業者が負担する需要変動リスクが大きくなることから、5年ごとに見直す仕組みを取り入れたものです。 なお、基本納付金と変動納付金を組み合わせることにより、全ての需要変動リスクを事業者に負担して頂くのではなく、事業者と市で分担する考え方としています。
244	事業契約書（案）	71	別紙 10	1		基本納付金の金額・見直し時期	「基本納付金がマイナスになった場合」とありますが、どのような場合にマイナスになりますでしょうか。	誤植のため事業契約書（案）を修正します。
245	事業契約書（案） 別紙10	71			2	変動納付金の金額	変動納付金の計算対象となる収入・支出について、より明確にご教示ください。対象となる収入は様式6-8に記載の費目に関する実際の合計額、対象となる支出は様式6-7に記載の費目に関する実際の合計額であり、自主事業会計はいずれにも含まないという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
246	事業契約書（案） 別紙10	71			2	変動納付金の金額	変動納付金の計算対象となる支出については、事業者が各構成企業、協力企業に業務委託費として実際に支払った金額を差し引くのであって、事前に様式に提案した固定額を差し引くわけではないという理解でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
247	事業契約書（案） 別紙10	71			3	納入方法・時期	変動納付金の算出について、3月の光熱水費、通信費の金額の確定が4月初旬となるため全体収支の確定が4月下旬までかかり、4月30日期日での支払いが困難になると思われまので、支払い期日についてももう少し後ろにずらしていただけないでしょうか。	基本納付金及び変動納付金の納入時期を「毎年5月20日まで」に修正します。
248	事業契約書（案） 別紙10	71				納付金の支払い （金額の算定方法及び納付期限）	「基本納付金の見直しの結果、基本納付金がマイナスになった場合、納付金は0円とし、市として補填はしない」と記載がありますが、基本納付金がマイナスになった場合とは、どのような状況を想定されているのでしょうか。	No. 244の回答を参照ください。
249	事業契約書（案） 別紙10	71				1. 基本納付金の金額・見直し時期	「基本納付金の見直しの結果、基本納付金がマイナスになった場合、納付金は0円とし、市として補填はしない。」とは、仮に見直しの結果 $X' 8 > X' 13$ となった場合に、事業者は基本納付金を貴市に納付する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	$X' 8 > X' 13$ となった場合であっても、計算式に基づき、基本納付金の納付は必要です。マイナスとなる事象は、No. 244の回答の通りありません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
250	事業契約書（案） 別紙10	71				1. 基本納付金の金額・見直し時期	「基本納付金の見直しの結果、基本納付金がマイナスになった場合、納付金は0円とし、市として補填はしない。」とは、貴市として事業者に対する利用料金収入の補填はしないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
251	落札者決定基準	3	4	4		ア 事業遂行に関する確認	融資機関の関心表明書は必須ですが、金融機関以外の市内業者等から関心表明書を取得し提案書に添付しても問題ないでしょうか。	お見込みの通りです。 様式8-9-9「その他提案書作成に当たり元となる図面、バックデータ等」にて添付してください。
252	落札者決定基準	5	4	2	(1)	イ) 提案内容の評価項目の採点基準	提案内容の評価方法について、各審査員は相対評価（応募グループが複数の場合は必ず優劣をつける）あるいは絶対評価（同一の評価もあり得る）のどちらに該当しますでしょうか。	絶対評価を想定しており、同一の評価もあり得ます。
253	落札者決定基準	5	4	2	(1)	イ) 提案内容の評価項目の採点基準	各評価項目の採点方法についてどのように評価、採点を行うのかご教示ください。 例) ・全審査員の平均点 ・最高と最低点を除いた3人の平均点 ・担当の審査員1名による採点	審査員による合議採点方式を採用する想定です。
254	落札者決定基準	6	4	2	(1)	ウ) 提案内容の評価項目における評価の視点と配点	①事業実施に関する評価の1-1事業実施の基本方針において、「民間の経営能力及び技術能力を活かした効率的な施設の設置（以下、略）」とありますが、新5号館と駐車場が該当と考えてよろしいでしょうか。	新5号館と駐車場に限ったものではなく、施設全体が該当します。
255	様式集	7				様式番号 7-5-1	「工程表は様式8-2-14に記載」となっておりますが、「工程表は様式8-2-12に記載」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 様式集を修正します。
256	様式集	18	1			一般事項	「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確認として提案書に添付して提出することは可能でしょうか。	お見込みの通りです。 様式8-9-9「その他提案書作成に当たり元となる図面、バックデータ等」にて添付してください。
257	様式集	18	2	2	1	作成上の留意事項	2-1共通事項（10）について「提出書類は様式番号毎にインデックスを付すこと」とありますが、つまり様式4、5、6…のレベルで付すと考えてよろしいでしょうか。	(1)、(2)、(3)…レベルでインデックスを付してください。
258	様式集	18	2	2	2	企業名の記載について	「「4 入札時の提出書類」の(3)から(6)までに示す書類（以下本項において「提案書」という。）には、正本・副本ともに、代表企業、構成員及び協力企業の名称は一切記載しないこと」と記載されておりますが、実績について写真や案件名称、説明文等記載してもよろしいでしょうか。	企業名の特定・連想につながらない形で記載してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
259	様式集	18	2			企業名の記載	応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	応募グループに属さない企業の場合、企業名等の固有名詞を記載することも可能です。
260	様式集	19				表 提出書類の綴じる区分	入札参加資格確認申請時及び提案審査書類提出時において、提出書類の副本は正本のコピーとしてもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
261	様式2-2～2-5					様式2-2～2-5	様式2-2～2-5について、「代表者名」の記載と押印が必要ですが、「代表者名」及び押印は、名古屋市競争入札参加について「見積及び入札に関する事項」等の権限を委任されている、名古屋支店の支店長で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
262	様式2-4～2-5					様式2-4～2-5	様式2-4の「入札参加資格確認申請書兼誓約書」、及び様式2-5「入札参加者構成表」について、代表企業、構成員、協力企業1社毎に1枚ずつ作成（1枚に複数社を記載することではなく）し、例えばシユア製本等での提出をお認め頂けますでしょうか。	製本部分に代表企業が割印をして頂ければ、袋綴じ製本等での提出でも構いません。
263	様式2-4					入札参加資格確認申請書兼誓約書	各構成員及び協力企業の押印欄がありますが、様式2-3の「委任状」があるため押印は不要にして頂けないでしょうか。	No.262の回答に示した方法で構いませんので、押印したものを提出してください。
264	様式2-4					入札参加資格確認申請書兼誓約書	本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社住所でもよろしいでしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名である必要がありますでしょうか。	名古屋市競争入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店名としてください。
265	様式2-4					入札参加資格確認申請書兼誓約書	主要な業務を担わない企業（ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務など）は、役割欄（設計、工事監理、建設、維持管理及び運営）のどの区別に「○」を記載すれば宜しいでしょうか。	いずれの区分にも「○」を付さないでください。なお、No.18の回答を参照ください。
266	様式2-5					入札参加者構成表	各構成員及び協力企業の押印欄がありますが、様式2-3の「委任状」があるため押印は不要にして頂けないでしょうか。	No.262の回答に示した方法で構いませんので、押印したものを提出してください。
267	様式2-5					入札参加者構成表	記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。それとも「その他」と記載するのでしょうか。	「FA業務・SPC管理業務」等、具体的に記載してください。なお、No.18の回答を参照ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
268	様式2-6					添付資料提出確認書	添付資料のA～Fについて「入札公告2(2)…」に定める実績を証する書類を提出するよう記載がされておりますが、「入札公告2(4)…」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	様式集を修正します。
269	様式2-6					添付資料提出確認書	添付資料提出確認書に設計及び施工の実績を証する書類として契約書の写し等と記載がありますが、CORINSやTECRIS、PUBDISの書類も可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
270	様式2-6				2	決算報告書	様式2-6には、財務諸表と記載されていますが、入札説明書P33Iでは、損益計算書、貸借対照表と記載があります。添付する財務諸表は、「損益計算書」「貸借対照表」の2つでよいでしょうか。	「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」の3種類とします。誤記や不整合がありましたので、入札説明書及び様式集を修正します。
271	様式2-6				3	名古屋市税の納税証明書	未納のない証明でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
272	様式2-6				4	消費税及び地方消費税の納税証明書	①未納のない証明がある場合は未納のない証明でよろしいでしょうか。 ②証明書は、本社所在地のみでよろしいでしょうか。	①No. 271の回答を参照ください。 ②お見込みの通りです。
273	様式2-6					添付資料提出確認書	2 決算報告書について、有価証券報告書であれば2018～2020年度が直近3期分となりますが、財務諸表であれば2021年度分の提出が可能です。 ①有価証券報告書のみ提出(2018～2020年度)、②財務諸表のみ提出(2019～2021年度)、③有価証券報告書(2019・2020年度)と財務諸表(2021年度)を提出 上記の3パターンを想定しておりますが、どのように提出すべきかご教授いただけないでしょうか。	①及び②を提出してください。
274	様式2-6					様式2-6	「様式2-6における添付資料」について、A～Jに記載の内容と、様式集の様式2-6に記載されている1～5及びA～Fに記載の内容が一部異なりますが、どちらを正とすればよろしいでしょうか。例えば、様式集の様式2-6には名古屋市税の納税証明書や商業登記簿謄本の記載がありますが、入札説明書の32頁・33頁にはその記載が無く、損益計算書や貸借対照表の記載があります。(33頁に記載の工事監理や開業準備に関する提出書類は必要でしょうか。)	誤記や不整合がありましたので、入札説明書及び様式集を修正しました。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
275	様式2-7					様式2-7	様式2-7の下部に「役員等とは、監査役（常勤・非常勤問わず）や社外取締役・社外監査役も含む、現在事項全部証明書に記載のある全ての者を指す。行が不足する場合は、適宜、行を挿入して記入すること。」と記載ありますが、記載する役員等の人数が多く1枚で収まらなかった場合は、2枚に分けてもよろしいでしょうか。	2枚以上になっても構いません。
276	様式2-7					暴力団対策に係る誓約書	誓約書の作成名義について、貴市の競争入札参加有資格者名簿に登録している受任者でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
277	様式5-1					【参考】入札書用封筒見本	入札書用封筒について、 ・グループ名の記載は不要と考えてよろしいでしょうか。 ・代表企業の記載のみでよろしいでしょうか。 ・封筒の表への押印は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
278	様式6-4 (1)					設計・建設費の内訳書（既存施設）	電気設備工事費、受変電設備工事費、昇降機設備工事費、空調設備工事費、衛生設備工事費、舞台機構設備工事費、舞台照明設備工事費、舞台音響設備工事費については1～4号館の合計と考えてよろしいでしょうか。	「舞台機構設備工事費、舞台照明設備工事費、舞台音響設備工事費」は、「センチュリーホール、イベントホール、レセプションホール、白鳥ホール、その他」に分けて記載してください。 「昇降機設備工事費」は、「1号館、2号館、3号館、4号館」に分けて記載してください。 様式集を修正しました。
279	様式6-4 (1)					設計・建設費の内訳書（既存施設）	共通費は1～4号館の合計と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
280	様式6-4 (1)					設計・建設費の内訳書（既存施設）	什器・設備品等調達・設置費は1～4号館の合計と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
281	様式6-4 (1)					設計・建設費の内訳書（既存施設）	「注7 既存施設・5号館（仮称）・第4立体駐車場（仮称）で共通する費用は適宜配分すること」とありますが、共通する費用は共通費あるいはその他の初期投資費が対象と考えればよろしいでしょうか。	全施設で一括して行う費用については、全て各施設で金額を記入（按分）してください。
282	様式6-7					そのた維持管理期間に要する費用	本事業の維持管理・運営は事業者が指定管理として行うため、事業所税は事業者側に課税されない認識でよろしいでしょうか。	事業所床面積が1,000㎡を超える場合、または、従業者数が100人を超える場合、事業所税の納付は必要となります。 詳細は市税事務所と調整してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
283	様式6-9					DSCR	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんか。	お見込みの通りです。
284	閲覧04					H19(名古屋国際会議場正面玄関周辺舗装改修工事)	「H19(名古屋国際会議場正面玄関周辺舗装改修工事)」フォルダの中に図面データが格納されておりますが、図面データはなしと考えてよろしいでしょうか。	閲覧・貸与資料申請者に対して図面データを追加配布します。
285	その他						利用料収入が見込めない開館準備期間中の事業所税は免除される想定で考えてよろしいでしょうか。	No. 285の回答を参照ください。
286	その他						火災保険への加入は必要でしょうか。	事業者が加入すべき保険については、要求水準書「別紙04 事業者が加入すべき保険」に示しています。火災保険は記載していませんが、事業者が加入することを妨げるものではありません。
287	その他						イベントホール南側通路に置かれている備品（長机）の保管場所の想定をお示ください。	保管場所の想定はありません。事業者の提案によります。安全性、機能性を考慮した保管場所や運用の提案を期待します。